

○神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

(平成 26 年 3 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

改正	平成 26 年 5 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	平成 26 年 10 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 15 号	平成 26 年 12 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 17 号
	平成 27 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 27 年 5 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 11 号	平成 27 年 5 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 13 号
	平成 27 年 6 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 14 号	平成 27 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 18 号	平成 27 年 12 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 20 号
	平成 28 年 3 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 28 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 28 年 6 月 9 日神奈川県警察本部訓令第 16 号
	平成 28 年 7 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 17 号	平成 28 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 20 号	神奈川県警察本部訓令第 2 号
	平成 29 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	平成 29 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 29 年 6 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 16 号
	平成 29 年 12 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 27 号	平成 30 年 3 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 30 年 3 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 4 号
	平成 30 年 4 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	平成 30 年 6 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 12 号	平成 30 年 8 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 14 号
	平成 30 年 10 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 19 号	平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号	令和元年 8 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 13 号
	令和元年 11 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 16 号	令和元年 11 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 17 号	令和 2 年 3 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 6 号
	令和 2 年 7 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 16 号	令和 2 年 11 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 22 号	令和 3 年 5 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 11 号
	令和 4 年 3 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 4 号	令和 4 年 5 月 12 日神奈川県警察本部訓令第 12 号	令和 4 年 7 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 15 号
	令和 4 年 9 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 21 号	令和 5 年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 7 号	令和 5 年 6 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 13 号
	令和 5 年 7 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 14 号	令和 5 年 8 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 16 号	令和 5 年 11 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 22 号
	令和 6 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	令和 6 年 7 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 14 号	令和 7 年 1 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 2 号
	令和 7 年 3 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	令和 7 年 4 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 8 号	令和 7 年 6 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 12 号
	令和 7 年 11 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 22 号	令和 7 年 11 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 23 号	令和 7 年 12 月 12 日神奈川県警察本部訓令第 24 号

神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程を次のように定める。

神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の決裁等に関する規則(平成26年神奈川県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、神奈川県公安委員会の権限に属する事務のうち、神奈川県警察において専決する事務その他必要な事項に関し定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部長等 各部の部長、組織犯罪対策本部長及び運転免許本部長をいう。

(2) 課長等 組織規則第63条第1項に規定する課長、室長、隊長及び所長をいう。

(専決区分)

第3条 警察本部長のほか、部長等、課長等及び警察署長は、別表の区分によりその所掌事務に属する事項について専決するものとする。

第4条 前条の規定にかかわらず、専決者において当該事項が特命のある事項、新規な事項等に属すると認められる場合は、部長等及び課長等にあつては上司の指示を、警察署長にあつては当該事務を主管する部長(運転免許に関する事務にあつては運転免許本部長)の指示を受けなければならない。

(公安委員会に対する報告)

第5条 規則第6条に基づく公安委員会に対する報告は、別に示す方法により、部(運転免許に関する事務にあつては運転免許本部)ごとに行うものとする。

附 則

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

2 神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程に基づく事務処理規程(昭和52年神奈川県警察本部訓令第12号)は、廃止する。

附 則(平成26年5月27日神奈川県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成26年10月28日神奈川県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成26年10月29日から施行する。

附 則(平成26年12月19日神奈川県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成26年12月22日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)
この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 11 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)
この訓令は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 18 号)
この訓令は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)
この訓令は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)
この訓令は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 9 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)
この訓令は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)
この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(神奈川県警察本部訓令第 2 号)
この訓令は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)
この訓令は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 27 号)
この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)
この訓令は、平成 30 年 5 月 6 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)
この訓令は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)
この訓令は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)
この訓令は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)
この訓令は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 7 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)
この訓令は、令和元年 11 月 8 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)
この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和2年3月25日神奈川県警察本部訓令第6号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月21日神奈川県警察本部訓令第16号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年11月27日神奈川県警察本部訓令第22号)
この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年5月21日神奈川県警察本部訓令第11号)
この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日神奈川県警察本部訓令第4号)
この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年5月12日神奈川県警察本部訓令第12号)
この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和4年7月21日神奈川県警察本部訓令第15号)
この訓令は、令和4年7月21日から施行する。

附 則(令和4年9月26日神奈川県警察本部訓令第21号)
この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日神奈川県警察本部訓令第7号)
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月28日神奈川県警察本部訓令第13号)
この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和5年7月7日神奈川県警察本部訓令第14号)
この訓令は、令和5年7月7日から施行する。

附 則(令和5年8月29日神奈川県警察本部訓令第16号)
この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和5年11月30日神奈川県警察本部訓令第22号)
この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日神奈川県警察本部訓令第10号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月26日神奈川県警察本部訓令第14号)
この訓令は、令和6年7月29日から施行する。

附 則(令和7年1月8日神奈川県警察本部訓令第2号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月21日神奈川県警察本部訓令第6号)
この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

附 則(令和7年4月25日神奈川県警察本部訓令第8号)
この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

附 則(令和7年6月26日神奈川県警察本部訓令第12号)
この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和7年11月20日神奈川県警察本部訓令第22号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年11月26日神奈川県警察本部訓令第23号)
この訓令は、令和7年11月28日から施行する。

附 則(令和7年12月12日神奈川県警察本部訓令第24号)
この訓令は、令和7年12月15日から施行する。

1 共通

法令名	条項	内容	公安 委員 会	専決者		
				警察本部 本部長	課長 等	警察署長
地方自治法(昭和22年法律第67号)	第138条の4第2項	公安委員会規則等の制定	○			
	第245条の4第	国家公安委員会からの技術的な助	○			

	1 項	言及び勧告並びに資料の提出の要求に対する措置					
	第 245 条の 4 第 3 項	国家公安委員会に対する技術的な助言及び勧告並びに情報の提供の要求	○				
	第 245 条の 7 第 1 項	国家公安委員会からの違反の是正及び講ずべき措置の指示に対する措置	○				
警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)	第 4 条第 2 項	警察官が避難等の措置をとったときの報告の受理及び他の公の機関への協力を求める措置	○				
警察法(昭和 29 年法律第 162 号)	第 38 条第 5 項	公安委員会規則の制定	○				
	第 43 条の 2	監察の具体的及び個別的な指示等	○				
	第 45 条	公安委員会の運営に関する必要な事項の決定	○				
	第 50 条第 1 項及び第 55 条第 3 項	地方警務官の任免に関する同意及びその他の職員の任免に関する意見	○				
	第 50 条第 2 項及び第 55 条第 4 項	地方警務官及び地方警察職員の懲戒及び罷免の勧告	○				
	第 53 条の 2 第 3 項	警察署協議会委員の委嘱	○				
	第 53 条の 2 第 4 項	警察署協議会に関する必要な事項の決定	○				
	第 56 条第 3 項	監察事項等に係る事案の報告の受理	○				
	第 58 条	組織の細目的事項の定め	○				
		第 60 条第 1 項	援助の要求及び援助(大規模な災害が発生した場合に緊急に行う援助の要求及び援助並びに犯罪捜査共助規則(昭和 32 年国家公安委員会規則第 3 号)第 13 条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣を除く。)	○			
		援助の要求及び援助(大規模な災害が発生した場合に緊急に行う援助の要求及び援助並びに犯罪捜査共助規則第 13 条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣に限る。)		○			
	第 60 条第 2 項	警察庁への連絡		○			

	第 79 条	苦情の申出の受理及び処理並びに 処理結果の通知	○				
警察法施行令(昭和 29 年政令第 15 1 号)	第 13 条第 2 項	公安委員会規則の制定	○				
自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)	第 81 条第 1 項	自衛隊の治安出動の要請について 県知事との協議	○				
行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号)	第 4 条	審査請求の受理				○	
	第 9 条第 4 項	職員による審理手続				○	
	第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 11 条第 2 項	総代の互選の命令				○	
	第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 13 条第 1 項	参加人の参加の許可				○	
		参加人の参加の不許可			○		
	第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 13 条第 2 項	参加人の参加の要求				○	
	第 14 条	審査請求の引継ぎ	○				
	第 15 条第 3 項及 び第 6 項	地位の承継の届出の受理及び許可				○	
	第 16 条第 1 項	標準審理期間の設定及び公表				○	
	第 20 条	口頭による審査請求の陳述を受け ること				○	
	第 22 条	審査請求書の送付及び受理並びに 通知				○	
	第 23 条	補正の命令				○	
	第 24 条	却下裁決	○				
	第 25 条第 2 項	執行停止の申立ての受理				○	
	第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 25 条第 7 項	執行停止の決定	○				
	第 26 条	執行停止の取消し	○				
第 27 条第 1 項	審査請求の取下げの受理				○		
第 9 条第 3 項の 規定により読み	審査請求書及び審査請求録取書の 送付並びに弁明書の提出の要求及				○		

替えて適用する 第 29 条第 1 項	び作成					
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 29 条第 2 項、 第 3 項及び第 5 項	弁明書の提出の要求、作成及び送 付					○
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 30 条第 1 項及 び第 2 項	反論書及び意見書の提出期間の決 定及び受理					○
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 30 条第 3 項	反論書及び意見書の送付					○
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 31 条第 1 項及 び第 2 項	口頭意見陳述の機会の付与並びに 日時及び場所の指定並びに審理関 係人の招集					○
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 31 条第 3 項	補佐人の出頭の許可 補佐人の出頭の不許可					○
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 31 条第 4 項	口頭意見陳述の制限					○
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 31 条第 5 項	質問の許可 質問の不許可					○
第 32 条第 1 項及 び第 2 項	提出書類等の受理					○
第 9 条第 3 項の 規定により読み 替えて適用する 第 32 条第 3 項	証拠書類等を提出すべき期間の設 定					○
第 9 条第 3 項の	書類その他の物件の提出の要求の					○

規定により読み替えて適用する第33条	申立ての受理及び提出の要求並びに当該物件の留置					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第34条	陳述及び鑑定等の要求の申立ての受理並びに陳述及び鑑定等の要求				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第1項	検証等の要求の申立ての受理及び検証等の要求				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第2項	検証の日時及び場所の通知並びに検証へ立ち会う機会の付与				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	質問等の要求の申立ての受理及び質問				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項及び第2項	審理関係人の招集及び意見の聴取				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の期日及び場所並びに終結の予定時期の決定				○	
	審理手続の期日及び場所並びに終結の予定時期の通知				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項	提出書類等の閲覧及び交付等の要求の受理並びに閲覧の許可及び交付				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出人の意見の聴取				○	
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	閲覧の日時及び場所の指定				○	
第9条第3項の	手数料の減額及び免除				○	

	規定により読み替えて適用する第 38 条第 5 項						
	第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 39 条	審理手続の併合及び分離				○	
	第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 41 条第 1 項及び第 2 項	審理手続の終結				○	
	第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する第 41 条第 3 項	審理手続の終結の通知				○	
	第 45 条から第 49 条まで	裁決及び措置命令	○				
	第 51 条第 2 項及び第 4 項	裁決書の謄本の送付及び公示				○	
	第 53 条	証拠書類等の返還				○	
	第 82 条第 1 項	審査庁等の教示				○	
	第 84 条	審査請求に必要な情報の提供				○	
	第 85 条	審査請求の処理状況の公表	○				
行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)	第 5 条第 1 項	審査基準の設定	○				
	第 5 条第 3 項	審査基準の公表				○	○
	第 6 条	標準処理期間の設定	○				
		標準処理期間の公表				○	○
	第 7 条	申請の補正の要求及び許認可等の拒否				○	○
	第 8 条	理由の提示				○	○
	第 9 条	情報の提供				○	○
	第 10 条	公聴会及び意見を聴く機会の設置	○				
	第 11 条第 2 項	他の行政庁との連絡調整等				○	
	第 12 条第 1 項	処分基準の設定	○				
		処分基準の公表				○	○
	第 13 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ハ	聴聞の実施	○				
	第 13 条第 1 項第	聴聞が相当であることの認定及び	○				

	1号ニ	実施					
	第13条第1項第2号	弁明の機会の付与				○	
	第14条第1項及び第2項	不利益処分の理由の提示				○	○
	第15条第1項	聴聞の通知(実施の期日等の決定を含む。)				○	
	第15条第3項(第31条において準用する場合を含む。)	聴聞の通知の公示				○	
	第16条第4項(第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。)	代理人資格喪失の届出の受理				○	
	第18条第1項及び第3項	文書等の閲覧の受理及び許可並びに日時及び場所の指定				○	
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員に限る。)	○				
		聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員を除く。)				○	
	第20条第6項	聴聞の審理の公開	○				
	第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理				○	
	第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧の要求の許可				○	
	第25条	聴聞の再開の命令	○				
	第29条	口頭による弁明の機会の付与及び弁明書の受理並びに証拠書類等の受理				○	
	第30条	弁明の機会の付与の通知				○	○
	第36条の3第1項及び第3項	処分の求めの受理及び調査				○	○
神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)	第5条第1項	審査基準の設定	○				
	第5条第3項	審査基準の公表				○	○
	第6条	標準処理期間の設定	○				
		標準処理期間の公表				○	○
第7条	申請の補正の要求及び許認可等の拒否				○	○	

第8条	理由の提示				○	○
第9条	情報の提供				○	○
第10条	公聴会及び意見を聴く機会の設置	○				
第11条第2項	他の行政庁との連絡調整等				○	
第12条第1項	処分基準の設定	○				
	処分基準の公表				○	○
第13条第1項第1号ア、イ	聴聞の実施	○				
第13条第1項第1号ウ	聴聞が相当であることの認定及び実施	○				
第13条第1項第2号	弁明の機会の付与				○	
第14条第1項及び第2項	不利益処分の理由の提示				○	○
第15条第1項	聴聞の通知(実施及び実施の期日等の決定を含む。)				○	
第15条第3項(第29条において準用する場合を含む。)	聴聞の通知の公示				○	
第16条第4項(第17条第3項及び第29条において準用する場合を含む。)	代理人資格喪失の届出の受理				○	
第18条第1項及び第3項	文書等の閲覧の受理及び許可並びに日時及び場所の指定				○	
第19条第1項	聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員に限る。)	○				
	聴聞の主宰者の指名(公安委員会の委員を除く。)				○	
第20条第6項	聴聞の審理の公開	○				
第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理				○	
第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧の要求の許可				○	
第25条	聴聞の再開の命令	○				
第27条	口頭による弁明の機会の付与及び弁明書の受理並びに証拠書類等の受理				○	

	第 28 条	弁明の機会の付与の通知					○	○
	第 35 条第 1 項及び第 3 項	行政指導の中止等の求めの受理及び調査					○	○
	第 35 条第 3 項	不適合の認定及び行政指導の中止等	○					
	第 37 条第 1 項及び第 3 項	処分等の求めの受理及び調査					○	○
	第 38 条第 2 項	届出に関する情報提供					○	○
	第 39 条	資料の写しの交付					○	
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号)	第 3 条第 3 項	聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員に限る。)	○					
		聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員を除く。)					○	
	第 9 条第 1 項(第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日及び場所の変更の申出の受理及び変更						○
	第 9 条第 3 項(第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日及び場所の変更の通知						○
	第 10 条第 2 項	文書等の閲覧の日時及び場所の通知						○
	第 12 条第 1 項	聴聞の公開の通知及び公示						○
	第 19 条	聴聞調書等の閲覧の申請の受理並びに日時等の指定及び通知						○
	第 21 条第 1 項	弁明録取者の指名						○
	第 22 条第 3 項	弁明調書の受理						○
第 24 条第 1 項に 第 11 条	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の返還						○	
神奈川県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 7 年神奈川県公安委員会規則第 5 条)	第 3 条第 3 項	聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員に限る。)	○					
		聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員を除く。)					○	
	第 5 条第 1 項(第 23 条第 1 項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日及び場所の変更の申出の受理及び変更						○
	第 5 条第 3 項(第	聴聞の期日及び場所の変更の通知						○

	23 条第 1 項において準用する場合を含む。)							
	第 10 条第 2 項	文書等の閲覧の日時及び場所の通知					○	
	第 12 条	聴聞の公開の通知及び公示					○	
	第 18 条	聴聞調書等の閲覧の申請の受理並びに日時等の指定及び通知					○	
	第 20 条第 1 項	弁明録取者の指名					○	
	第 21 条	弁明調書の受理					○	
	第 23 条第 2 項において準用する第 11 条	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の返還					○	
労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)	第 49 条の 3	協力要請に対する協力					○	○
金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)	第 210 条第 2 項	事実照会に対する回答					○	○
消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	第 35 条の 13	事実照会に対する回答及び協力要請に対する協力					○	○
弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)	第 23 条の 2 第 2 項	弁護士会からの照会に対する回答					○	○
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)	第 20 条の 11	協力要請に対する協力					○	○
関税法(昭和 29 年法律第 61 号)	第 105 条の 3	協力要請に対する協力					○	○
国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)	第 108 条	書類の閲覧及び資料の提供の要請に対する協力					○	○
国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)	第 146 条の 2	協力要請に対する協力					○	○
国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)	第 74 条の 12 第 1 項	協力要請に対する協力					○	○
民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)	第 18 条第 1 項	援助請求に対する協力					○	○
民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)	第 132 条の 4 第 1 項第 2 号及び	調査の嘱託に対する協力					○	○

号)	第 186 条							
消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)	第 14 条第 1 項	協力要請に対する協力					○	○

2 総務部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			警察署長
				警察本部 本部長	部長等	課長等	
神奈川県情報公開条例 (平成 12 年神奈川県条例第 26 号)	第 9 条第 1 項及び第 2 項	公開請求の受理及び補正の要求				○	
	第 10 条第 1 項	公開請求に対する諾否決定	○				
	第 10 条第 2 項及び第 3 項	諾否決定等の通知				○	
	第 10 条第 4 項及び第 5 項	延長の決定及び通知				○	
	第 11 条第 1 項	事案の移送及び通知				○	
	第 12 条第 1 項及び第 2 項	第三者に対する意見書の提出の機会の付与の決定及び通知				○	
	第 12 条第 3 項(第 18 条において準用する場合を含む。)	第三者の情報を開示する旨等の通知				○	
	第 13 条	公開の実施				○	
	第 16 条	情報公開審査会への諮問		○			
	第 17 条	諮問をした旨の通知				○	
	第 19 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条	諾否決定に係る行政文書の提示及び説明、資料の提出並びに意見の陳述等				○	
第 21 条第 1 項及び第 2 項	提出資料等の受理				○		

	第 22 条	情報の公表(公安委員会が定める情報の公表事項を除く。)					○	
	第 22 条第 1 項第 5 号	公安委員会が定める情報の公表事項	○					
	第 23 条	情報の提供					○	
	第 26 条第 3 項	出資団体等の指定	○					
	第 26 条第 4 項及び第 5 項	出資団体等に対する指導及び助言					○	
	第 29 条第 3 項	目録の作成				○		
	第 31 条	運用状況の公表					○	
神奈川県情報公開条例 施行規則(平成 13 年神 奈川県公安委員会規則 第 11 号)	第 15 条	情報の公表	○					
	第 16 条	出資団体等の指定 の公表	○					
個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 第 57 号)	第 68 条	漏えい等の報告及 び通知	○					
	第 69 条第 2 項	保有個人情報の利用 及び提供					○	
	第 70 条及び第 72 条	提供を受ける者に対する措置要求	○					
	第 71 条	外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意の取得、参考情報の提供、必要な措置に関する情報の提供等	○					
	第 75 条第 1 項	個人情報ファイル簿の作成及び公表	○					
	第 77 条第 1 項及び第 3 項	開示の請求書の受理及び補正の要求						○
	第 82 条	開示及び不開示の決定及び通知	○					
	第 83 条第 2 項及び第 84 条	延長の決定及び通知						○
	第 85 条第 1 項	事案の移送及び通知						○

	第 115 条(第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。)	契約の締結	○				
	第 116 条第 1 項	行政機関匿名加工情報等の加工	○				
	第 120 条	契約の解除	○				
	第 123 条第 1 項	第三者提供における提供方法及び情報の明示	○				
	第 128 条	苦情の処理	○				
	第 146 条第 1 項	報告の徴収及び立入検査	○				
個人情報保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)	第 40 条第 3 項	個人情報保護委員会への報告	○				
個人情報保護に関する法律施行条例(令和 4 年神奈川県条例第 63 号)	第 13 条	法の施行状況の公表			○		
	第 14 条	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会への諮問	○				
神奈川県個人情報保護審査会条例(令和 4 年神奈川県条例第 64 号)	第 8 条第 1 項及び第 3 項	行政文書の提示並びに資料の作成及び提出					○
	第 11 条第 1 項	提出資料の写しの受理					○
苦情の申出の手続に関する規則(平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号)	第 4 条	苦情申出書の補正の要求					○
被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成 20 年国家公安委員会規則第 4 号)	第 11 条	監督実施状況の報告の受理	○				
遺失物法(平成 18 年法律第 73 号)	第 25 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求				○	
	第 25 条第 2 項	報告及び資料の提出並びに保管物件の提示の要求				○	
	第 26 条	必要な指示				○	
遺失物法施行令(平成 19 年)	第 5 条第 5 号	特例施設占有者の					○

年政令第 21 号)		指定						
遺失物法施行規則(平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号)	第 28 条第 2 項	指定の申請書の受理						○
	第 28 条第 4 項	指定の公示					○	
	第 29 条第 1 項及び第 3 項	変更の届出の受理						○
	第 29 条第 2 項	変更事項の公示					○	
	第 30 条第 1 項	指定の取消し	○					
	第 30 条第 2 項	指定の取消しの公示					○	
特例施設占有者の指定等に関する規則(平成 19 年神奈川県公安委員会規則第 11 号)	第 3 条第 1 項	指定の通知					○	
	第 3 条第 2 項	不指定の通知					○	
	第 5 条第 1 項	指定の取消し及び理由の通知					○	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)	第 18 条	実施監査の実施に関する定め	○					
	第 21 条第 1 項	留置施設視察委員会委員の任命	○					
	第 22 条第 1 項	留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する定め	○					
	第 230 条第 1 項及び第 232 条第 1 項	再審査の申請及び申告の受理					○	
	第 230 条第 3 項及び第 232 条第 3 項において準用する第 160 条第 1 項	再審査の申請及び申告に関する必要な調査					○	
	第 230 条第 3 項及び第 232 条第 3 項において準用する第 160 条第 2 項	再審査の申請及び申告に関する報告、資料等の提出の命令等					○	
	第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 15 条第 3 項及び第 6 項	地位の承継の届出の受理及び許可					○	
	第 230 条第 3 項及び第 232 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 23 条	補正の命令					○	
	第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 25 条第 2 項	執行停止の決定	○					
	第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 26	執行停止の取消し	○					

	条							
	第 230 条第 3 項及び第 232 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 27 条第 1 項	再審査の申請及び申告の取下げの受理						○
	第 230 条第 3 項及び第 232 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 39 条	手続の併合及び分離						○
	第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 46 条第 1 項本文及び第 2 項(第 2 号を除く。)並びに第 47 条(ただし書及び第 2 号を除く。)並びに第 48 条並びに第 64 条第 1 項から第 3 項まで	再審査の申請の裁決及び措置命令	○					
	第 230 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 51 条第 2 項及び第 4 項	裁決書の謄本の送付及び公示						○
	第 232 条第 3 項において準用する第 164 条第 1 項	申告に係る事実の確認	○					
		申告に係る事実の確認結果の通知						○
	第 232 条第 3 項において準用する第 164 条第 2 項	申告が不適法である旨の通知						○
	第 232 条第 3 項において準用する第 164 条第 4 項	再発防止等の必要な措置	○					
神奈川県留置施設視察委員会条例(平成 19 年条例第 8 号)	第 2 条第 4 項	留置施設視察委員会委員の解任	○					
神奈川県留置施設視察委員会運営規則(平成 19 年神奈川県公安委員会規則第 4 号)	第 2 条	委員の推薦の求め					○	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定による神奈川県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則(平成 28 年神奈川県公	第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項	管理簿の記入						○

安委員会規則第3号)							
------------	--	--	--	--	--	--	--

3 警務部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部 本部長	部長等	課長等	警察署長
刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)	第189条第1項	司法警察員の指定	○				
	第194条	訴追を受けた警察官たる司法警察職員の懲戒及び罷免	○				
	第197条第2項	事実照会に対する回答			○	○	
	第199条第2項	逮捕状を請求することのできる警部以上の司法警察員の指定	○				
	第507条	裁判の執行に関する事実照会に対する回答				○	○
刑事訴訟法第194条に基づく懲戒処分に関する法律(昭和29年法律第64号)	第1条	訴追を受けた警察官たる司法警察職員の懲戒罷免の手續	○				
刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)	第141条の2(犯罪収益に係る保全手續等に関する規則(平成11年最高裁判所規則第10号)第23条において準用する場合を含む。)	地方裁判所への通知				○	
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)	第19条第3項	没収保全等を請求することができる警部以上の司法警察員の指定	○				

不正競争防止法(平成5年法律第47号)	第35条第3項	没収保全等を請求することができる警部以上の司法警察員の指定	○					
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)	第23条第1項	没収保全等を請求することができる警部以上の司法警察員の指定	○					
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号)	第4条及び第7条第1項	傍受令状及び期間の延長を請求することができる警視以上の司法警察員の指定	○					
犯罪捜査のための通信傍受に関する規則(平成12年最高裁判所規則第6号)	第2条第2項	裁判所への通知					○	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)	第10条第1項	申請の受理					○	○
	第11条第1項	給付金の支給(支給額の決定を含む。)及び支給しない旨の裁定	○					
	第12条第1項	仮給付金支給の決定		○				
	第13条第1項及び第2項	裁定のための調査等					○	
	第13条第3項	裁定申請の却下	○					
	第20条の2の規定により読み替えられる地方自治法第245条の4第1項	国家公安委員会からの資料の提出の要求に対する措置	○					
	第22条第3項	民間団体への助言、指導その他の措置						○
	第22条第6項	広報活動及び啓発活動						○
	第23条第1項及び第6項	犯罪被害者等早期援助団体の指定及び指定の取消し	○					

	第 23 条第 5 項	改善命令		○			
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号)	第 19 条	損害賠償を受けた場合の届出の受理				○	○
	第 20 条第 1 項	裁定通知書等による通知				○	
	第 20 条第 2 項	支払請求書の交付				○	
	第 23 条第 2 項	添付書類の省略の決定				○	
監察に関する規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 2 号)	第 2 条第 3 項	監察実施計画の報告の受理	○				
	第 5 条	監察の実施の状況の報告の受理	○				
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号)	第 1 条第 1 項	指定の申請の受理				○	
	第 2 条	指定の公示				○	
	第 3 条第 1 項	名称等の変更届出書の受理				○	
	第 3 条第 2 項	事業規程等の変更の承認		○			
	第 3 条第 3 項	名称等の変更の公示				○	
	第 3 条第 4 項	添付書類の内容変更届出の受理				○	
	第 8 条第 1 項	事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第 8 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第 8 条第 3 項	報告及び資料の提出の要求				○	
	第 9 条	解任の勧告		○			
	第 10 条第 1 項及び第 2 項	事業の廃止に係る届出書及び指定の取消に係る申請の受理				○	
	第 10 条第 3 項	指定の取消し	○				
第 11 条	指定等に関する				○		

		意見聴取					
	第 12 条	指定の取消しの 公示			○		
オウム真理教犯罪被害者等 を救済するための給付金の 支給に関する法律(平成 20 年法律第 80 号)	第 6 条第 1 項	申請の受理				○	○
	第 7 条第 1 項	給付金の支給の 裁定(支給額の決 定を含む。)及び 給付金を支給し ない旨の裁定	○				
	第 8 条第 1 項及び第 2 項	裁定のための調 査等				○	
	第 8 条第 3 項	申請の却下	○				
	第 9 条第 2 項	国家公安委員会 から提出された 資料の受理	○				
	第 18 条の規定により読 み替えられる地方自治法 第 245 条の 4 第 1 項	国家公安委員会 からの技術的な 助言及び勧告並 びに資料の提出 の要求に対する 措置	○				
	第 18 条の規定により読 み替えられる地方自治法 第 245 条の 4 第 3 項	国家公安委員会 に対する技術的 な助言及び勧告 並びに情報の提 供の要求	○				
第 18 条の規定により読 み替えられる地方自治法 第 245 条の 7 第 1 項	国家公安委員会 からの違反の是 正及び講ずべき 措置の指示に対 する措置	○					
オウム真理教犯罪被害者等 を救済するための給付金の 支給に関する法律施行規則 (平成 20 年国家公安委員会 規則第 20 号)	第 2 条第 2 項	添付書類の省略 の決定				○	○
	第 3 条第 1 項	裁定通知等によ る通知				○	○
	第 3 条第 2 項	支払請求書の交 付				○	○
警察組織に関する条例(昭 和 29 年神奈川県条例第 28 号)	第 5 条	警察組織に関す る必要事項の定 め	○				

神奈川県地方警察職員定数 条例(昭和 29 年神奈川県条 例第 32 号)	第 3 条	警察部内の定数 の配分に関する ことの定め	○				
警察官の職務に協力援助し た者の災害給付に関する法 律施行令(昭和 27 年政令第 429 号)	第 2 条第 1 項	協力援助の該当 の有無及び給付 の適否に関する 認定	○				
議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関 する条例(昭和 42 年神奈川 県条例第 1 号)	第 3 条第 2 項	公務上及び通勤 災害の認定並び に災害認定の通 知			○		
	第 6 条、第 7 条、第 7 条 の 2、第 8 条、第 9 条の 2、第 10 条、第 14 条及 び第 16 条	補償等の実施			○		
	第 18 条	報告、文書等提 出要求、出頭命 令及び受診並び に検案要求				○	
	第 19 条	補償の一時差し 止め				○	
	第 21 条第 2 項	負担金額の控除				○	

4 生活安全部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者		
				警察本 部 本部長	課 長 等	警 察 署 長
風俗営業等の規制 及び業務の適正化 等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号)	第 3 条第 1 項及び第 31 条の 22	営業の許可			○	
	第 3 条第 2 項(第 31 条の 23 におい て準用する場合を含む。)	許可条件の付加及 び変更		○		
	第 4 条第 1 項(第 31 条の 23 におい て準用する場合を含む。)、第 2 項(第 31 条の 23 において準用する 場合を含む。)及び第 4 項	営業の不許可	○			
	第 4 条第 3 項(第 31 条の 23 におい	特例の許可			○	

	て準用する場合を含む。)							
	第5条第2項(第31条の23において準用する場合を含む。)及び第4項(第31条の23において準用する場合を含む。)、第7条第5項(第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第31条の23において準用する場合を含む。)並びに第9条第4項(第31条の23において準用する場合を含む。)	許可証の交付、再交付及び書換え						○
	第5条第3項(第31条の23において準用する場合を含む。)	不許可の通知						○
	第7条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	相続の承認					○	
	第7条第3項において準用する第4条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	相続の不承認	○					
	第7条の2第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項において準用する第4条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	法人の合併及び分割の承認					○	
		法人の合併及び分割の不承認	○					
	第8条(第31条の23において準用する場合を含む。)、第26条第1項及び第31条の25	許可の取消し及び営業の停止の命令	○					
	第9条第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	構造及び設備の変更の承認					○	
		構造及び設備の変更の不承認	○					
	第10条の2第1項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の認定					○	
		特例特定遊興飲食店営業者の認定					○	
		特例風俗営業者の不認定	○					
		特例特定遊興飲食店営業者の不認定	○					
	第10条の2第3項(第31条の23において準用する場合を含む。)及び第5項(第31条の23において準用する場合を含む。)	認定証の交付及び再交付						○

第10条の2第4項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の不認定の通知					○
	特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知					○
第10条の2第6項(第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者の認定の取消し	○				
	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	○				
第20条第2項及び第4項	遊技機の認定及び型式の適合の検定				○	
	遊技機の不認定及び型式の不適合の検定	○				
第20条第5項	試験の実施に関する事務の委託				○	
第20条第10項において準用する第9条第1項	増設及び交替の変更の承認					○
	増設及び交替の変更の不承認	○				
第24条第5項(第31条の23において準用する場合を含む。)	管理者の解任の勧告					○
第24条第6項(第31条の23において準用する場合を含む。)及び第7項(第31条の23において準用する場合を含む。)	講習の実施及び通知				○	
第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号	必要な指示				○	○
第26条、第30条、第31条の5第1項及び第2項、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2並びに第35条の	許可の取消、営業の停止及び廃止の命令	○				

4 第 2 項及び第 4 項第 2 号							
第 27 条第 4 項(第 31 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 31 条の 2 第 4 項(第 31 条の 7 第 2 項及び第 31 条の 17 第 2 項において準用する場合を含む。)	届出確認書の交付						○
第 31 条第 1 項から第 3 項まで(第 31 条の 5 第 3 項及び第 31 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 31 条の 16 第 1 項から第 3 項まで	標章の除去の申請の受理並びに標章の貼付及び除去						○
第 31 条の 4 第 2 項及び第 31 条の 19 第 2 項	警察職員に対する貼り紙、貼り札及び立看板の除去の指示						○
第 31 条の 6 第 1 項(第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 2 項各号列記以外の部分、第 31 条の 11 第 1 項(第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 2 項各号列記以外の部分、第 31 条の 21 第 1 項(第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 2 項各号列記以外の部分並びに第 35 条の 4 第 3 項(第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 4 項各号列記以外の部分	処分移送通知書の送付及び受理					○	
第 31 条の 9 第 2 項及び第 3 項	勧告及び総務大臣との協議					○	
第 31 条の 10 及び第 31 条の 11 第 2 項第 2 号	年少者利用防止のための命令						○
第 37 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求					○	○
第 38 条第 1 項	少年指導委員の委嘱			○			
第 38 条第 5 項	研修の実施					○	○
第 38 条第 6 項	少年指導委員の解嘱	○					
第 38 条の 2 第 1 項から第 3 項まで	立入りに係る指示、立ち入り及び						○

		結果の報告の徴収					
	第 39 条第 1 項	風俗環境浄化協会の指定	○				
	第 39 条第 2 項第 5 号	講習の委託	○				
		講習の委託の更新				○	
	第 39 条第 2 項第 6 号及び第 7 号	調査の委託	○				
		調査の委託の更新				○	
	第 39 条第 3 項	改善措置の命令	○				
	第 39 条第 4 項	風俗環境浄化協会の指定の取消し	○				
	第 41 条第 1 項	聴聞の実施			○		
	第 41 条第 2 項	聴聞の通知及び公示				○	
	第 41 条の 2	医師の指定			○		
	第 41 条の 3	国家公安委員会への報告等				○	
	第 42 条	飲食店営業等の停止の通知				○	
	第 44 条	風俗営業者の団体の届出の受理				○	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年 国家公安委員会規則第 1 号)	第 6 条の 4 第 1 項(第 74 条の 3 において準用する場合を含む。)	聴聞決定予定日の通知				○	
	第 6 条の 4 第 2 項(第 74 条の 3 において準用する場合を含む。)	聴聞決定予定日通知書の交付					○
	第 10 条第 2 項及び第 78 条第 2 項	許可の通知					○
	第 10 条第 3 項、第 20 条第 4 項、第 78 条第 2 項及び第 88 条第 4 項	風俗営業管理者証の交付及び書換え					○
		特定遊興飲食店営業管理者証の交付及び書換え					○
	第 16 条(第 22 条において準用する場合を含む。)及び第 84 条	相続並びに法人の合併及び分割の承認及び不承認の通知					○
	第 26 条第 2 項及び第 94 条第 2 項	特例風俗営業者の認定の通知及び認定証の交付					○
特例特定遊興飲食店営業者の認定の						○	

		通知及び認定証の交付						
	第 40 条第 1 項及び第 97 条第 3 項	管理者講習の通知					○	
	第 40 条第 2 項及び第 97 条第 3 項	理由等を記載した書面の受理						○
	第 44 条第 2 項(第 55 条第 2 項及び第 66 条第 2 項において準用する場合を含む。)	届出確認書の不交付の通知書の交付						○
	第 109 条	警察職員の身分を示す証明書の交付					○	○
	第 112 条	処分及び勧告の書面の交付						○
風俗環境浄化協会に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 3 号)	第 1 条第 1 項	指定申請書の受理					○	
	第 2 条	指定の公示					○	
	第 3 条第 1 項及び第 2 項	名称等変更の届出の受理及び公示					○	
	第 5 条第 1 項	事業計画書及び収支予算書の受理					○	
	第 5 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の受理					○	
	第 5 条第 3 項	報告及び資料の提出の要求					○	
	第 6 条	役員及び調査員の解任の勧告	○					
	第 7 条	指定の取消しの公示						○
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号)	第 1 条第 1 項	認定申請書の受理						○
	第 1 条第 4 項第 1 号イ及び第 2 号イ	遊技機の点検及び取扱いを適正にできると認める者の認定					○	
	第 1 条の 2	認定申請に係る補正の要求						○
	第 2 条	試験及び再試験の実施、報告の命令並びに遊技機及びその部品の提出の要求					○	
	第 3 条	認定及び不認定の通知					○	

第5条第1項	認定の取消し	○				
第5条第2項	弁明の機会の付与				○	
第5条第3項	認定の取消しの通知				○	
第7条第1項	検定申請書の受理				○	
第7条の2第1項	同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することの確認				○	
第7条の2第2項及び第3項	確認申請書の受理及び証明書の交付				○	
第7条の2第4項及び第5項	変更届出書及び廃止届出書の受理				○	
第7条の2第6項	確認の取消し	○				
第7条の2第7項	確認の取消しの通知				○	
第7条の3	検定申請に係る補正の要求				○	
第8条	試験及び再試験の実施、報告の命令並びに部品の提出の要求				○	
第9条第1項及び第2項	適合及び不適合の検定の通知並びに公示				○	
第11条第1項及び第2項	検定の取消し	○				
第11条第2項第4号	検定に関する報告の要求				○	
第11条第2項第5号	検査及び質問				○	
第11条第3項	弁明の機会の付与				○	
第11条第4項	検定の取消しの通知及び公示				○	
第11条第5項	警察職員の身分を示す証明書の交付				○	
第12条第1項	指定試験機関の公示				○	
第29条	試験事務の実施及び公示				○	
第30条	試験事務等の引受け及び引継事項の				○	

		指定							
少年指導委員規則 (昭和60年国家公安委員会規則第2号)	第2条第1項	活動区域の指定					○		
	第2条第2項	少年指導委員の周知の措置					○		
	第8条	弁明の機会の付与					○		
	第9条第3項	少年指導委員の身分を示す証明書の交付					○		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第44号)	第2条第1項第1号	風俗営業の種別に応じた地域の定め	○						
	第3条第2項	特別な事情のある地域の定め	○						
	第14条	営業所の設置が許容される地域の定め	○						
	第16条	住居地域の制限外地域の定め	○						
	第17条	管轄区域に風俗環境保全協議会が置かれる警察署の定め	○						
古物営業法(昭和24年法律第108号)	第3条	営業の許可					○		
	第4条	営業の不許可	○						
	第5条第2項及び第4項並びに第7条第5項	許可証の交付、再交付及び書換え						○	
	第5条第3項	不許可の通知					○		
	第6条第1項及び第2項	許可の取消し	○						
	第6条第2項	公告	○						
	第8条の2第1項及び第2項	氏名及び名称等の公表及びその補正					○		
	第13条第4項	管理者の解任の勧告	○						
	第21条の5第1項及び第21条の6第1項	古物競りあっせん業者の認定						○	
		古物競りあっせん業者の不認定	○						
第23条	必要な措置の指示						○		
第24条	許可の取消し及び	○							

		営業の停止の命令							
	第 25 条第 1 項	聴聞の実施			○				
	第 25 条第 2 項	聴聞の通知及び公示				○			
	第 26 条	情報の提供				○			
	第 27 条第 1 項	国家公安委員会への報告				○	○		
	第 27 条第 2 項	他の都道府県公安委員会への通報				○			
古物営業法施行規則(平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号)	第 5 条第 9 項	書換申請書の受理						○	
	第 12 条第 1 項及び第 2 項	行商従業者証等の様式の承認及びその取消し			○				
	第 12 条第 2 項	承認した様式等の公示					○		
	第 19 条の 7 第 1 項(第 19 条の 12 において準用する場合を含む。)	認定の公示					○		
	第 19 条の 7(第 19 条の 12 において準用する場合を含む。)	認定及び不認定の通知						○	
	第 19 条の 10 第 1 項及び第 19 条の 14 第 1 項	認定の取消し	○						
	第 19 条の 10 第 2 項(第 19 条の 14 第 2 項において準用する場合を含む。)	認定の取消しの公示						○	
	第 20 条	警察職員の身分を示す証明書の交付						○ ○	
	第 22 条第 1 項	盗品売買等防止団体の承認申請の受理						○	
	第 23 条	盗品売買等防止団体の承認							○
		盗品売買等防止団体の不承認	○						
	第 24 条	盗品売買等防止団体の承認の通知及び公示並びに不承認の通知							○
	第 25 条第 1 項及び第 3 項	変更届出書の受理及び変更の公示							○

	第 25 条第 4 項	変更に係る書類の受理					○	
	第 25 条第 5 項	業務規程及び情報管理規程の変更の認可					○	
	第 26 条第 1 項	事業計画書及び収支予算書の受理					○	
	第 26 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の受理					○	
	第 26 条第 3 項	報告及び資料の提出の要求					○	
	第 27 条	是正及び改善の勧告					○	
	第 28 条第 1 項及び第 3 項	盗品売買等防止団体の廃止届出書の受理及び廃止の公示					○	
	第 29 条第 1 項	盗品売買等防止団体の承認の取消し	○					
	第 29 条第 2 項	承認の取消しの公示					○	
行商従業者証等の様式の承認に関する規程(国家公安委員会告示第 7 号)	第 2 条	承認申請書の受理					○	
	第 5 条	資料の提出の要求					○	
	第 6 条	廃止の届出の受理					○	
	第 7 条	承認の取消し及び通知					○	
質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)	第 2 条第 1 項	営業の許可					○	
	第 3 条第 1 項	営業の不許可	○					
	第 3 条第 2 項	意見聴取並びに証拠の提出の許可及び受理					○	
	第 3 条第 3 項	不許可の通知					○	
	第 4 条第 1 項	営業内容の変更の許可						○
	第 7 条第 1 項及び第 2 項	保管設備基準の設定及び告示	○					
	第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項	許可証の交付、書換え及び再交付						○
	第 25 条	許可の取消し及び停止の命令	○					

	第 26 条第 1 項	聴聞の実施			○			
	第 26 条第 2 項	聴聞の通知及び公示				○		
	第 27 条	公安委員会の間の連絡				○		
	第 28 条第 3 項第 1 号及び第 5 項並びに第 6 項	質置主の保護に関する特例の承認及び不承認				○		
質屋営業法施行規則(昭和 25 年総理府令第 25 号)	第 1 条第 3 項	許可申請書の提出部数の指定	○					
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)	第 8 条第 1 項	疑わしい取引の届出の受理				○	○	
	第 8 条第 4 項	国家公安委員会への通知				○		
	第 15 条	報告及び資料の提出の要求				○	○	
	第 16 条第 1 項	立入検査の実施				○	○	
	第 17 条	必要な指導、助言及び勧告				○	○	
	第 18 条	是正の命令				○	○	
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号)	第 33 条第 2 項	警察職員の身分を示す証明書の交付				○	○	
警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	第 4 条	警備業の認定				○		
	第 5 条第 2 項	認定の通知					○	
	第 5 条第 3 項及び第 7 条第 3 項	欠格事由に該当する旨の認定	○					
		欠格事由に該当する旨の通知					○	
	第 7 条第 2 項	認定の有効期間の更新					○	
		認定の有効期間の不更新	○					

第7条第3項	認定の有効期間の不更新の通知					○	
第8条	認定の取消し	○					
第9条	営業所の設置等の届出書の受理						○
第10条第1項及び第11条第1項(第11条第3項、第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)	廃止及び変更の届出書の受理						○
第11条第2項	公安委員会間の連絡					○	
第12条	届出書の受理						○
第16条第2項(第17条第2項において準用する場合を含む。)	届出書の受理						○
第17条第1項	護身用具の携帯の禁止及び制限に関する定め	○					
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付						○
第22条第2項第1号	警備員指導教育責任者講習の実施						○
第22条第2項第2号	適格者の認定						○
第22条第4項(第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証の不交付	○					
第22条第5項及び第6項(第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付						○ ○
第22条第7項(第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証の返納の命令	○					
第22条第8項	現任指導教育責任者講習の実施						○
第23条第1項	検定の実施						○
第23条第4項	合格証明書の交付						○
第40条	機械警備業務の届出書の受理						○
第41条	廃止等の届出書の受理						○

	第 42 条第 2 項	機械警備業務管理者資格者証の交付				○	
		機械警備業務管理者資格者証の不交付	○				
	第 42 条第 2 項第 1 号	機械警備業務管理者講習の実施				○	
	第 42 条第 2 項第 2 号	適格者の認定				○	
	第 43 条	即応体制の整備等に関する定め	○				
	第 46 条	報告及び資料の提出の要求				○	○
	第 47 条第 1 項	立入検査の実施				○	○
	第 48 条	必要な措置の指示				○	
	第 49 条	営業の停止及び廃止の命令	○				
	第 50 条第 1 項	聴聞の実施			○		
	第 50 条第 2 項	聴聞の通知及び公示				○	
第 51 条	医師の指定			○			
警備業法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 50 号)	附則第 5 条	検定に合格した者に対する審査の実施				○	
警備業法施行規則(昭和 58 年総理府令第 1 号)	第 4 条第 2 項及び第 63 条第 2 項	医師の受診の要求					○
	第 39 条第 3 項	警備員指導教育責任者の兼任の承認					○
	第 42 条第 1 項	警備員指導教育責任者資格者証の交付申請書の受理					○
	第 43 条第 1 項及び第 3 項	警備員指導教育責任者の書換え申請書及び再交付申請書の受理					○
	第 44 条	返納命令書の交付及び返納の受理					○
	第 42 条及び第 43 条において準用する第 63 条第 1 項	機械警備業管理者資格者証の交付等の申請の受理					○
	第 60 条	機械警備業務管理					○

		者の兼任の承認						
	第 63 条第 2 項	受診の要求					○	
	第 70 条	警察職員の身分を示す証明書の交付					○	○
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号)	第 2 条(第 13 条において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者講習の実施の公示					○	
	第 3 条第 4 号	講習対象者の認定					○	
	第 4 条第 1 項(第 13 条において準用する場合を含む。)	受講申込書の受理					○	○
	第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項	警備員指導教育責任者講習修了証明書及び機械警備業務管理者講習修了証明書の交付					○	
	第 7 条第 2 項(第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付					○	
	第 10 条	現任指導教育責任者講習の通知					○	
警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)	第 2 条	検定合格警備員を配置する交通誘導警備業務の認定	○					
	第 6 条第 3 項	検定実技試験員の指定					○	
	第 7 条	検定の実施の公示					○	
	第 8 条第 2 号	受検資格者の認定					○	
	第 9 条第 1 項	検定申請の受理						○
	第 10 条	受検票の交付					○	○
	第 11 条	成績証明書の交付					○	○
	第 12 条	成績証明書の書換え及び再交付の申請書の受理並びに書換え及び再交付					○	○
	第 14 条第 1 項	合格証明書の交付の申請の受理						○
	第 15 条第 1 項及び第 3 項	合格証明書の書換え及び再交付の申請書の受理						○
	附則第 9 条	検定合格者審査の					○	

		実施期日等の公示						
	附則第 10 条第 1 項	審査申請書の受理					○	○
	附則第 11 条	合格証の書換え及び再交付の申請の受理並びに書換え及び再交付					○	○
警備員教育を行う者等を定める規程(平成 8 年国家公安委員会告示第 21 号)	第 1 条第 4 号及び第 3 条第 5 号	警備員教育を行う者等の指定					○	
		警備員教育を行う者等の不指定	○					
機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和 57 年神奈川県公安委員会規則第 6 号)	第 2 条	特例の承認					○	
探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)	第 13 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査の実施					○	○
	第 13 条第 2 項	警察職員の身分を示す証明書の交付					○	○
	第 14 条	必要な措置の指示					○	○
	第 15 条	営業の停止及び廃止の命令	○					
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)	第 13 条及び第 15 条第 2 項第 1 号	必要な指示					○	○
	第 14 条及び第 15 条第 2 項第 2 号	事業の停止及び廃止の命令	○					
	第 15 条第 1 項(第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 2 項各号列記以外の部分	処分移送通知の送付及び受理					○	
	第 16 条	報告及び資料の提出の要求					○	○
	第 17 条	国家公安委員会への報告等					○	
	第 20 条	情報の提供					○	
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)	第 3 条第 1 項第 11 号から第 14 号まで	銃砲等及び刀剣類の製造及び販売等の届出の受理						○
	第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第	人命救助等に従事						○

3条の2第2項	する者及び使用人の届出の受理					
第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項	散弾銃、空気銃及びクロスボウ(許可を現に受けている者の申請を除く。)並びにライフル銃の所持の許可			○		
	銃砲等又は刀剣類の所持の許可(散弾銃、空気銃及びクロスボウ(許可を現に受けている者の申請を除く。)並びにライフル銃を除く。)					○
第4条第2項	許可条件の付加及び変更			○		○
第4条第4項	許可の期間の指定(射撃競技の用途に供する拳銃及び空気拳銃に係るものに限る。)	○				
	許可の期間の指定(射撃競技の用途に供する拳銃及び空気拳銃に係るものを除く。)					○
第4条の2第1項(第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。)及び第9条の13第1項	許可申請書等の受理					○
第4条の3第1項	認知機能検査の実施					○
第4条の3第2項及び第12条の3	医師の指定			○		
第4条の3第2項	受診の命令及び診断書の提出の命令					○
第4条の4第1項	銃砲等及び刀剣類					○

		の確認						
	第4条の4第2項	猟銃等(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)への番号及び記号の打刻の命令						○
	第4条の4第3項	クロスボウへの番号又は記号の表示措置の命令						○
	第5条及び第5条の2	銃砲等及び刀剣類の所持の不許可	○					
	第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項	講習会の開催					○	
	第5条の3第2項及び第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付					○	
	第5条の3第3項(第5条の4第3項、第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)及び第5条の3の2第3項	届出の受理並びに講習修了証明書の書換え及び再交付						○
	第5条の3第4項(第9条の14第3項において準用する場合を含む。)及び第5条の3の2第4項	講習会開催事務の一部の委託(講師の委嘱に関するものを除く。)		○				
		講習会開催事務の一部の委託(講師の委嘱に関することに限る。)					○	
	第5条の4第1項	技能検定の実施					○	
		技能検定申請の却下	○					
	第5条の4第1項、第9条の5第2項及び第9条の10第2項	技能検定、射撃教習及び射撃練習の資格の認定				○		
	第5条の4第2項	合格の判断及び合格証明書の交付					○	
	第5条の5第1項	技能講習の実施					○	
	第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付					○	

第5条の5第4項	技能講習事務の一部の委託(教習射撃場を管理する者との契約に関するものを除く。)		○			
	技能講習事務の一部の委託(教習射撃場を管理する者との契約に関するものに限る。)				○	
第6条第2項	国際競技に参加する外国人の所持期間の指定	○				
第7条第1項	許可証の交付及び許可証への記載					○
第7条第2項(第9条の13第3項において準用する場合を含む。)	届出の受理及び許可証の書換え及び再交付					○
第7条の3第2項	許可の更新					○
第7条の3第3項	許可の更新申請書の受理、認知機能検査並びに受診命令及び診断書の提出命令					○
第8条第2項(第9条の15第2項において準用する場合を含む。)、第4項(第9条の15第3項において準用する場合を含む。)	許可証の返納の受理					○
及び第5項並びに第9条第3項						
第8条第3項	許可事項の抹消					○
第8条第7項、第8条の2第2項、第11条第8項及び第9項、第11条の2第1項から第3項まで並びに第26条第2項	銃砲等(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)、刀剣類及び拳銃部品の提出の命令及び仮領置					○
第8条第8項、第8条の2第3項、第11条第10項及び第11項、第11条の2第4項及び第5項並びに第26条第5項	仮領置した銃砲等(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)、刀剣類及び拳銃部品					○

		の返還					
	第8条第9項(第8条の2第4項、第11条第12項、第11条の2第6項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)	仮領置等した銃砲等(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)及び刀剣類の売却及び廃棄					○
	第8条第10項(第8条の2第4項、第11条第12項、第11条の2第6項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)	仮領置等した銃砲等(教習用備付け銃及び練習用備付け銃を除く。)、刀剣類及び拳銃部品の売却代金の交付					○
	第9条の2第1項及び第2項	指定射撃場(期間を定めて指定するものを除く。)の指定及び解除	○				
	第9条の3第1項及び第9条の3の2第1項	猟銃等射撃指導員及びクロスボウ射撃指導員の指定				○	
	第9条の3第2項及び第9条の3の2第2項	猟銃等射撃指導員及びクロスボウ射撃指導員の指定の解除	○				
	第9条の4第1項及び第9条の9第1項	教習射撃場及び練習射撃場の指定	○				
	第9条の4第2項(第9条の9第2項において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員の選任及び解任の届出の受理				○	
	第9条の4第3項(第9条の9第2項において準用する場合を含む。)	教習射撃指導員の解任の命令	○				
	第9条の5第2項及び第9条の10第2項	射撃教習資格及び射撃練習資格の認定及び認定証の交付					○
		射撃教習資格及び射撃練習資格の不認定	○				
	第9条の5第3項(第9条の10第	射撃教習資格の認	○				

3項において準用する場合を含む。)	定の取消し					
	認定証の返納の受理					○
第9条の5第4項及び第9条の10第3項において準用する第5条の3第3項	認定証の書換え及び再交付					○
第9条の6第2項(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)	教習用備付け銃の届出及び変更の届出の受理				○	
第9条の6第3項(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)	番号及び記号の打刻の命令				○	
第9条の7第3項(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)	保管の設備等の改善等の命令				○	
第9条の8第1項及び第2項並びに第9条の12第1項	教習射撃場及び練習射撃場の指定の解除並びに教習修了証明書の交付の禁止	○				
第9条の8第3項及び第9条の12第2項	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の提出の命令及び仮領置				○	
第9条の8第4項及び第9条の12第3項	仮領置した教習用備付け銃等の返還申請の受理及び返還				○	
第9条の8第5項及び第9条の12第4項において準用する第8条第9項及び第10項	仮領置した教習用備付け銃及び練習用備付け銃の売却及び廃棄並びに売却代金の交付				○	
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定			○		
	年少射撃資格の不認定	○				
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付					○
第9条の14第1項	年少射撃資格の講習会の開催				○	

第9条の14第2項	年少射撃資格講習 修了証明書の交付					○	
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資 格の認定				○		
	クロスボウ射撃資 格の不認定	○					
	クロスボウ射撃資 格認定証の交付						○
第10条の6第1項	報告の要求					○	○
第10条の6第2項及び第27条の 2第2項	立入検査の実施					○	○
第10条の6第6項及び第10条の 8第2項において準用する第9条 の7第3項	保管の設備等の改 善等の命令						○
第10条の8第1項及び第4項	猟銃等保管業者の 届出及び廃止の届 出の受理						○
第10条の8第3項	猟銃等保管業務の 廃止及び停止の命 令	○					
第10条の8の2第1項及び第4項	クロスボウ保管業 者の届出及び廃止 の届出の受理						○
第10条の8の2第3項	クロスボウ保管業 務の廃止及び停止 の命令	○					
第10条の9	危害防止上必要な 措置の指示						○
第11条第1項から第7項まで	所持許可の取消し	○					
第11条の3	年少射撃資格の認 定の取消し	○					
第12条第1項	聴聞の実施				○		
	聴聞の通知及び公 示					○	
第12条の3	報告の要求及び医 師への受診の命令						○
第13条	質問及び検査の指 示並びに報告の要 求					○	○
第13条の2	公務所等への照会					○	○

	第13条の3第1項及び第3項	銃砲等、刀剣類及び拳銃部品の提出の命令及び保管						○
	第13条の3第2項及び第4項	銃砲等、刀剣類及び拳銃部品の返還						○
	第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項	教育委員会からの通知の受理					○	
	第21条の3第1項第4号	準空気銃の製造及び輸出を業とする者の届出の受理						○
	第22条の2第1項ただし書(第22条の3第2項において準用する場合を含む。)	輸出用模造拳銃の製造及び輸出を業とする者の届出の受理						○
	第26条第1項	銃砲等及び刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止並びに制限	○					
	第26条第3項	銃砲等及び刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限の県議会承認	○					
	第27条第1項	銃砲等及び刀剣類の提出の命令						○
	第27条の2第1項	報告の要求					○	
	第27条の3	警察官等による拳銃等の譲受け等の許可		○				
	第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱					○	
	第28条の2第3項	情報の提供						○
	第28条の2第6項	研修の実施					○	
	第28条の2第7項	猟銃安全指導委員の解嘱	○					
	第29条第1項	申出の受理					○	○
	第29条第2項	申出に対する調査及び適当な措置						○
銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭	第5条第3号	危害予防条件の設定及び適合の認定						○

和 33 年政令第 33 号)	第 9 条	所持許可の期間の設定						○
	第 21 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 36 条第 1 項	講習会の開催の日時等の公表					○	
	第 27 条第 1 項及び第 28 条第 1 項	技能検定及び技能講習の実施の通知						○
	第 31 条	国際競技に参加する外国人の許可期間の決定及び延長						○
	第 33 条第 2 項	教育資格認定証の有効期間の決定						○
	第 41 条	公安委員会間の連絡						○
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和 33 年総理府令第 16 号)	第 1 条第 2 項	提出書類の部数の指定	○					
	第 4 条第 2 項、第 54 条(第 68 条において準用する場合を含む。)及び第 102 条第 3 項(第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。)	記載事項の変更の届出の受理						○
	第 4 条第 3 項及び第 102 条第 4 項(第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。)	届出書の交付						○
	第 4 条第 4 項及び第 102 条第 5 項(第 103 条第 2 項において準用する場合を含む。)	廃止の届出の受理						○
	第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項	届出済証明書の交付						○
	第 6 条第 3 項及び第 5 項(第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。)	変更の届出及び亡失、盗難等の届出の受理						○
	第 10 条第 1 項第 2 号	医師の認定			○			
	第 12 条第 2 項(第 42 条第 2 項において準用する場合を含む。)	推薦取消し通知書の受理						○
	第 17 条第 1 項	確認の手続						○
	第 18 条	打刻命令書の交付						○
	第 18 条の 2 第 2 項	表示措置命令書及びクロスボウ番号標の交付						○
	第 20 条	受講申込書の受理					○	○
	第 26 条	技能講習受講申込						○

		書の受理						
第 30 条		許可期間延長申請書の受理						○
第 35 条第 1 項		更新時の新たな許可証の交付						○
第 37 条		許可事項抹消申請書の受理						○
第 38 条		仮領置書の交付及び保管書の返還請求						○
第 39 条第 1 項		返還申請書の受理						○
第 40 条		仮領置書の受理及び受領書の交付						○
第 41 条(第 114 条において準用する場合を含む。)		仮領置書及び代金領収書の受理並びに代金明細書の交付						○
第 43 条		射撃指導員指定申請書の受理						○
第 44 条		射撃指導員指定書の交付						○
第 45 条		射撃指導員指定解除通知書の交付					○	
第 46 条第 1 項		射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理						○
第 50 条(第 64 条において準用する場合を含む。)		射撃場指定申請書の受理						○
第 51 条(第 65 条において準用する場合を含む。)		教習射撃場指定書の交付					○	
第 53 条(第 67 条において準用する場合を含む。)		教習射撃指導員解任命令書の交付					○	
第 58 条第 2 項(第 72 条において準用する場合を含む。)		教習用備付け銃の届出済書の交付						○
第 61 条及び第 74 条		教習射撃場指定解除通知書及び練習射撃指定解除通知書の交付					○	
第 62 条		教習修了証明書交付禁止通知書の交					○	

		付							
	第 75 条	年少射撃資格認定申請書の受理						○	
	第 80 条	年少射撃資格講習受講申込書の受理						○	
	第 90 条第 2 項から第 4 項まで	記載事項の変更及び事業の廃止の届出の受理並びに届出書の交付						○	
	第 93 条	猟銃等保管業務廃止等命令書の交付					○		
	第 94 条	使用実績報告書の受理						○	
	第 96 条	保管書の交付						○	
	第 97 条	保管書及び受領書の受理						○	
	第 100 条第 2 項から第 4 項まで	記載事項の変更及び事業の廃止の届出の受理並びに届出書の交付						○	
	第 113 条	提出命令書の交付						○	
	第 117 条	台帳の登載及び整理						○	
指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和 37 年総理府令第 46 号)	第 4 条第 2 項	距離及び区域の基準の設定					○		
	第 10 条	指定申請書の受理						○	
	第 11 条	指定通知書の交付					○		
	第 12 条	指定期間の決定						○	
	第 13 条	変更届の受理(期間を定めて指定する指定射撃場に係るものを除く。)						○	
		変更届の受理(期間を定めて指定する指定射撃場に係るものに限る。)							○
第 14 条	指定解除通知書の交付					○			
猟銃安全指導委員規則(平成 21 年国	第 2 条第 1 項	活動区域の指定					○		
	第 2 条第 2 項	猟銃安全指導委員					○		

家公安委員会規則 第 12 号)		の委嘱の周知の措置						
	第 8 条	弁明の機会の付与					○	
火薬類取締法(昭和 25 年法律第 14 9 号)	第 19 条第 1 項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付						○
	第 19 条第 2 項及び第 3 項	運搬、積載等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載						○
	第 19 条第 4 項において準用する第 17 条第 6 項から第 8 項まで	運搬証明書の有効期間の指定並びに書換え及び再交付						○
	第 19 条第 5 項	公安委員会間の連絡					○	
	第 43 条第 2 項及び第 45 条	立入検査等及び緊急の措置					○	○
	第 48 条第 1 項	許可条件の付加						○
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項	譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可						○
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 25 条第 2 項	譲渡、譲受け、輸入及び消費の不許可	○					
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 3 項及び第 25 条第 3 項	譲渡、譲受け及び消費の許可の取消し	○					
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 17 条第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで	許可証の交付、有効期間の指定、書換え及び再交付						○
	第 50 条の 2 第 1 項において読み替える第 24 条第 3 項	輸入の届出の受理						○
	第 52 条第 1 項	知事等の意見聴取への回答						○
	第 52 条第 2 項	知事等からの通報の受理						○ ○
	第 52 条第 3 項	緊急措置通報の受理						○ ○
第 52 条第 4 項	知事等への措置の要請						○ ○	

	第 55 条	不服申立ての手續における意見の聴取等	○					
火薬類取締法施行令(昭和 25 年政令第 323 号)	第 2 条及び第 3 条	許可証、運搬証明書等の返納の受理						○
	第 4 条	公安委員会間の連絡					○	
	第 13 条第 3 項	知事等の意見聴取への回答						○
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和 41 年総理府令第 46 号)	第 2 条及び第 3 条第 1 項	譲渡許可証申請書及び譲受許可申請書の受理						○
	第 6 条及び第 7 条	譲受許可証等の書換え及び再交付申請の受理						○
	第 8 条	許可証の記載欄の追加						○
	第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項	輸入許可申請書及び消費許可申請書の受理						○
	第 9 条第 3 項及び第 4 項(第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。)	輸入許可書の交付及び変更の届出の受理						○
	第 13 条第 2 項	提出書類の部数の指定	○					
	第 14 条	台帳への登載及び整理						○
消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	第 11 条第 7 項(第 11 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。)	市町村長等からの通報の受理					○	
高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)	第 74 条第 1 項	知事等からの通報の受理					○	
武器等製造法(昭和 28 年法律第 145 号)	第 28 条第 1 項	知事等からの通報の受理					○	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)	第 59 条第 5 項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付					○	
	第 59 条第 9 項	書換えの届出の受理及び書換え					○	

	第 59 条第 10 項	再交付の申請の受理及び再交付					○
	第 59 条第 6 項及び第 7 項	運搬の日時、経路等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載					○
	第 62 条の 3	原子力事業者等からの報告の受理					○
	第 67 条第 1 項	報告の徴収					○
	第 68 条第 1 項	立入検査の実施					○
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)	第 50 条	運搬証明書の返納の受理					○
	第 51 条	公安委員会間の連絡					○
放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)	第 18 条第 5 項	運搬届出の受理					○
	第 18 条第 6 項	運搬の日時、経路等の指示					○
	第 31 条の 2	許可届出使用者等からの報告の受理					○
	第 42 条第 1 項	報告の徴収					○
	第 43 条の 2 第 1 項	立入検査の実施					○
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 259 号)	第 18 条	公安委員会間の連絡					○
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和 56 年総理府令第 30 号)	第 2 条第 4 項	届出書の交付					○
	第 3 条第 3 項	指示書の交付					○
	第 5 条第 3 項	許可届出使用者等からの報告書の受理					○
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)	第 87 条第 1 項	知事等からの通報の受理					○
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成 7 年法律第	第 17 条第 1 項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付					○
	第 17 条第 2 項及び第 3 項	運搬の日時、経路					○

65号)		等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載					
	第32条第1項	報告の徴収				○	
	第33条第2項	立入検査の実施				○	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)	第3条の2及び第3条の3	申請の受理並びに運搬証明書の書換え及び再交付				○	
	第3条の4	運搬証明書の返納の受理				○	
	第3条の5	公安委員会間の連絡				○	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	第56条の27第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付				○	
	第56条の27第2項及び第3項	運搬の日時、経路等の指示及び指示内容の運搬証明書への記載				○	
	第56条の30	報告の徴収				○	
	第56条の31第1項	立入検査の実施				○	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)	第21条	書換えの届出の受理及び書換え				○	
	第22条	再交付申請書の受理及び再交付				○	
	第23条	運搬証明書の返納の受理				○	
	第24条	公安委員会間の連絡				○	
届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第5号)	第1条第3項	届出期日の認定				○	
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)	第56条第2項	協力要請に対する協力				○	
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法	第5条第4項において準用する行政手続法第15条第1項	意見の聴取の通知				○	
	第5条第4項において準用する行	意見の聴取の通知				○	

律第 81 号)	政手続法第 15 条第 3 項	の公示					
	第 5 条第 4 項において準用する行政手続法第 16 条第 4 項	代理人に係る書面の受理				○	
	第 5 条第 4 項において準用する行政手続法第 18 条第 1 項及び第 3 項	文書等の閲覧の受理及び許可並びに日時及び場所の指定				○	
	第 5 条第 4 項において準用する行政手続法第 20 条第 6 項	意見の聴取の審理の公開の決定		○			
	第 5 条第 4 項において準用する行政手続法第 24 条第 3 項	意見の聴取調書及び報告書の受理				○	
	第 5 条第 4 項において準用する行政手続法第 24 条第 4 項	意見の聴取調書及び報告書の閲覧の要求の許可				○	
	第 5 条第 4 項において準用する行政手続法第 25 条	意見の聴取の再開の命令		○			
		所在不明者への意見の聴取の再開の通知				○	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 19 号)	第 2 条第 3 項	聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員に限る。)	○				
		聴聞の主宰者の再指名(公安委員会の委員を除く。)				○	
	第 8 条第 1 項	意見の聴取の期日及び場所の変更				○	
	第 8 条第 2 項及び第 3 項	申出書の受理及び変更の通知				○	
	第 9 条第 1 項及び第 2 項	文書閲覧請求書の受理、許可及び通知				○	
	第 9 条第 3 項	新たな意見の聴取の期日の指定				○	
	第 11 条第 1 項	意見の聴取の公開の通知及び公示				○	
	第 18 条	意見の聴取調書等の閲覧の請求の受理並びに許可及び通知				○	

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成 15 年法律第 65 号)	第 11 条	錠取扱業者の団体への援助							○
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)	第 12 条第 3 項	自転車の防犯登録を行う者の指定	○						
	附則(平成 5 年法律第 97 号)第 3 項	市町村の区域の指定	○						
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号)	第 2 条第 1 項	申請書の受理							○
	第 3 条第 1 項及び第 2 項	変更の届出の受理及び承認							○
	第 5 条第 1 項	事業計画書及び事業報告書の受理							○
	第 5 条第 2 項	事業報告書及び収支決算書の受理							○
	第 6 条	報告及び資料の提出の要求							○
	第 7 条	是正及び改善の勧告							○
	第 8 条	登録業務の休止及び廃止の承認	○						
	第 9 条	指定の取消し	○						
	第 10 条	登録業務の廃止等に伴う措置							○
	第 11 条第 1 項	指定及び届出の公示							○
第 11 条第 2 項	休止及び廃止並びに指定の取消しの公示							○	
神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例(平成 16 年神奈川県条例第 65 号)	第 14 条及び第 18 条	防犯上の指針の策定に係る知事との協議	○						
	第 20 条	防犯上の指針の策定	○						
	第 28 条	知事及び教育委員会との協議	○						
	第 31 条第 1 項及び第 3 項	犯罪防止特別宣言に係る知事との協	○						

		議						
	第 32 条	知事及び教育委員会との協議	○					
	第 33 条	指針の公表	○					
不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)	第 9 条第 1 項	援助の申出の受理及び援助の実施			○			
	第 9 条第 2 項	事例分析の事務の委託			○			
	第 9 条第 5 項	啓発及び知識の普及			○			
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則(平成 11 年国家公安委員会規則第 12 号)	第 1 条第 2 項	書類その他の物件の提出の要求			○			
	第 3 条	委託先の選定			○			
国税犯則取締法(明治 33 年法律第 67 号)	第 1 条第 3 項	事実照会に対する回答				○	○	
賃金の支払の確保等に関する法律(昭和 51 年法律第 34 号)	第 12 条の 2 第 1 項	協力要請に対する協力				○	○	
神奈川県迷惑行為防止条例(昭和 38 年神奈川県条例第 26 号)	第 9 条第 7 項	再発防止命令	○					
	第 9 条第 8 項	必要な指示				○		
	第 9 条第 9 項	事業停止命令	○					
	第 9 条第 10 項	聴聞の実施			○			
神奈川県迷惑行為防止条例施行規則(令和 5 年神奈川県公安委員会規則第 1 号)	第 6 条	再発防止命令書の交付				○	○	
	第 7 条	指示書の交付				○	○	
	第 8 条	事業停止命令書の交付				○	○	

5 刑事部

法令名	条項	内容	公安	専決者	
				警察本	警

			委員会	部			察 署 長
				本 部 長	部 長 等	課 長 等	
暴力団員による 不当な行為の防 止等に関する法 律(平成3年法律 第77号)	第3条及び第4条	指定	○				
	第5条第1項(第15条の8第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。)、第34条第1項並びに第35条第3項及び第4項後段	意見聴取の実施(非公開の決定を含む。)	○				
	第5条第2項及び第34条第2項(第15条の2第8項及び第9項、第30条の8第4項及び第5項並びに第35条第5項において準用する場合を含む。)	意見聴取の通知及び公示				○	
	第5条第4項	意見聴取を実施しない 指定	○				
	第6条第1項及び第8条第4項	国家公安委員会に対する指定の確認	○				
	第6条第4項及び第8条第5項	国家公安委員会からの確認結果の受理	○				
	第7条第1項及び第3項(第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。)	指定及び指定の取消しの公示及び通知				○	
	第7条第4項	公示事項の変更の公示			○		
	第8条第2項	指定暴力団等の指定の取消し	○				
	第8条第3項	指定暴力団連合の指定の取消し			○		
第11条第2項、第12条第1項、第12条の2、第12条の4第1項、第12条の6第2項、第15条第1項(第3項において準用する場合を含む。)、第18条第2項	命令	○					

及び第3項、第19条、第22条第2項、第23条、第26条第2項、第27条、第30条の4、第30条の5第1項、第30条の7第2項から第4項まで、第30条の10第2項並びに第30条の11第1項						
第12条の4第2項	指示(緊急の必要がある場合を除く。)	○				
第13条	援助の実施				○	○
第14条第1項	事業者に対する援助の実施				○	○
第14条第2項及び第3項	責任者講習の実施及び通知				○	
第15条第2項(第3項において準用する場合を含む。)及び第30条の11第2項	事務所の使用制限に係る命令の期限の延長	○				
第15条第4項及び第5項、第15条の2第5項及び第6項並びに第30条の11第3項及び第4項	標章の貼付及び除去				○	
第15条の2第1項	警戒区域及び特定抗争指定暴力団等の指定	○				
第15条の2第2項	指定の期限の延長	○				
第15条の2第3項	警戒区域の変更	○				
第15条の2第8項	意見聴取の実施	○				
第15条の4第1項	指定の取消し	○				
第28条第1項	離脱希望者に対する援護等の措置				○	○
第28条第2項	離脱希望者に対する援護に関する				○	○

		啓発						
第 28 条第 3 項	神奈川県暴力追放推進センターに対する報告の要求				○			
第 30 条の 5 第 2 項	命令の取消し	○						
第 30 条の 8 第 1 項	特定区域及び特定危険指定暴力団等の指定	○						
第 30 条の 8 第 2 項	指定の期限の延長	○						
第 30 条の 8 第 3 項	警戒区域の変更	○						
第 30 条の 12 第 1 項	指定の取消し	○						
第 32 条の 3 第 1 項及び第 6 項	暴力追放運動推進センターの指定及び取消し	○						
第 32 条の 3 第 2 項第 7 号	責任者講習の委託	○						
	責任者講習の委託の更新						○	
第 32 条の 3 第 5 項	改善命令		○					
第 33 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求				○			
	立入りの実施						○	○
第 33 条第 2 項	身分を示す証明書の交付						○	○
第 34 条第 4 項	出頭及び意見の陳述の許可	○						
第 34 条第 5 項	意見聴取を	○						

		行わないでの命令					
	第 35 条第 4 項	公安委員会間の連絡				○	
	第 35 条第 6 項	仮の命令後の命令	○				
	第 35 条第 8 項	仮の命令の失効の手續				○	
	第 36 条第 1 項から第 3 項まで	報告及び通報の受理				○	
	第 36 条第 4 項	協力の要求 (定型的な事案を除く。)			○		
		協力の要求 (定型的な事案に限る。)				○	
	第 39 条の 2	書類の送達				○	
	第 42 条第 1 項	本部長への事務の委任	○				
	第 42 条第 3 項	警察署長への事務の委任	○				
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号)	第 15 条	援助の申出の受理				○	
	第 16 条第 1 項	被害回復アドバイザーによる事務処理等の実施				○	
	第 17 条第 1 項	責任者の選任の届出の受理				○	
	第 18 条第 6 項	責任者講習の計画				○	
	第 19 条第 1 項	責任者講習の実施の通知				○	
	第 19 条第 2 項及び第 3 項	責任者講習受講申込書の受理及び				○	

		受講修了書の交付						
	第 21 条第 1 項及び第 30 条第 1 項	指定の期限の延長に係る通知					○	
	第 25 条第 1 項及び第 2 項	社会復帰アドバイザーによる事務処理等の実施					○	
	第 26 条第 1 項	暴力追放運動推進センターからの連絡の受理					○	
	第 33 条	書面の送達					○	
	第 34 条	報告調書の作成					○	
	第 35 条	提出資料の取扱手続					○	
	第 39 条	指定等についての公安委員会間の協力					○	
	第 40 条	命令等についての公安委員会間の協力					○	
	第 41 条	援助の措置についての公安委員会間の協力					○	
	第 47 条第 3 項(第 48 条第 3 項において準用する場合を含む。)	送達記録の作成					○	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 5	第 2 条第 2 項	主宰者の指名	○					
	第 3 条第 2 項	意見聴取官に対する陪席の要求					○	
	第 8 条第 1 項及び第 3 項	忌避の申出の審査及び措置	○					

号)	第10条第1項(第40条第3項に規定する場合を含む。)	補佐人の出席の許可		○			
	第10条第1項及び第2項(第40条第3項に規定する場合を含む。)	補佐人の出席の申請書の受理及び許可の通知				○	
	第11条(第40条第3項に規定する場合を含む。)	付添いの勧告			○		
	第11条の2(第40条第3項に規定する場合を含む。)	出頭及び意見の陳述の許可の申請書の受理及び許可の通知				○	
	第12条第1項(第40条第3項に規定する場合を含む。)	参考人の出席の要求		○			
	第12条第2項及び第3項(第40条第3項に規定する場合を含む。)	参考人の出席の申出書の受理及び出席要求の当事者への通知				○	
	第16条第2項(第39条第2項及び第40条第3項に規定する場合を含む。)	意見の聴取の期日及び場所の変更		○			
	第16条第3項(第39条第2項及び第40条第3項に規定する場合を含む。)	変更の通知及び公示				○	
	第25条	意見聴取の状況の報告の受理	○				
	第35条第1項及び第2項(第40条第3項に規定する場合を含む。)	提出物目録の作成及び写しの交付並びに提出資料の返還				○	
	第38条(第40条第3項に規定する場合を含む。)	意見聴取の公示に伴う措置					○
第39条第1項(第40条第3項に規定する場合を含む。)	変更に係る申出の連絡			○			
第40条第1項	意見聴取の	○					

		再開					
	第40条第2項	意見聴取の再開の通知及び公示				○	
	第41条	書類の送達				○	
暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)	第1条第1項	指定の申請書の受理				○	
	第2条及び第3条第2項	指定及び変更事項の公示				○	
	第3条第1項及び第3項	変更の届出及び変更後の届出の受理				○	
	第7条第1項	相談事業規程及び変更の承認				○	
	第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項	相談事業開始、休止、廃止及び再開の届出の受理				○	
	第8条第2項及び第9条第3項	相談事業の開始及び再開の公示				○	
	第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第12条第3項	報告及び資料の提出の要求				○	
	第13条第1項	役員の解任の勧告	○				
	第13条第2項	暴力追放相談委員の解任の勧告				○	
		第14条	指定の取消				○

		しの公示					
不当要求情報管理機関登録規程 (平成3年国家公安委員会告示第5号)	第2条	不当要求情報管理機関の登録及び不登録	○				
	第4条第1項(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)	登録申請書の受理			○		
	第5条(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)	登録の実施		○			
	第6条(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)	登録証の交付			○		
	第8条第1項	登録の更新申請書の受理			○		
	第9条	変更届出書の受理及び登録証の書換え			○		
	第10条第1項	移転登録申請の受理			○		
	第11条	事業の廃止の届出の受理			○		
	第12条第1項	登録の取消し		○			
	第12条第2項	登録の取消しの通知			○		
	第13条	登録証の返納の受理			○		
	第14条	報告の要求			○		
神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)	第16条の2	暴力団事務所の使用禁止命令	○				
	第18条第1項	中止命令					○
	第18条第2項	再発防止命令	○				
	第27条第1項	説明及び資料の提出の要求又は立入検査の実	○				

		施						
	第 27 条第 2 項	身分を示す 証明書の交 付					○	
	第 27 条第 4 項	説明及び資 料の提出の 要求					○	
	第 28 条	勧告	○					
	第 29 条第 1 項	公表	○					
	第 29 条第 2 項	意見を述べ る機会の付 与					○	
神奈川県暴力団 排除条例施行規 則(平成 23 年神 奈川県公安委員 会規則第 2 号)	第 6 条及び第 12 条	説明及び意 見を録取す る者の指名					○	
	第 7 条	書面の受理 並びに説明 の日時及び 場所の変更 並びに変更 の通知					○	
	第 10 条第 2 項第 4 号	必要と認め る事項の決 定	○					
	第 11 条第 2 項及び第 3 項	意見陳述 書、証拠書 類及び証拠 物の受理					○	
	第 13 条	書面の受理 並びに意見 陳述の日時 及び場所の 変更並びに 変更の通知					○	
	第 14 条第 3 項	代理人資格 喪失届出書 の受理					○	
	第 14 条第 2 項	立入調査の 実施					○	○
神奈川県薬物濫 用防止条例(平成 27 年神奈川県条 例第 10 号)	第 14 条第 3 項	身分を示す 証明書の交					○	

		付					
	第 19 条	知事への通知				○	
神奈川県薬物濫用防止条例第 14 条第 2 項の規定による立入調査に関する規則(平成 27 年神奈川県公安委員会規則第 5 号)	第 2 条第 2 号	警察職員の指定		○			
国際捜査共助等に関する法律(昭和 55 年法律第 69 号)	第 8 条第 1 項第 5 号及び第 18 条第 9 項	事実照会に対する回答				○	
	第 14 条第 2 項	証拠の送付			○		

6 交通部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			警察署長
				警察本部 本部長	部長等	課長等	
道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)	第 4 条第 1 項	信号機の設置及び廃止の決定	○				
		信号機の設置(場所の設定を除く。)			○		
		信号機の管理			○	○	
		交通の規制(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るもの(簡易なものを除く。))並びに第 110 条の 2 第 1 項に基づくものに限る。)	○				
		交通の規制(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るもの(簡易なものを除		○			

		く。)並びに第110条の2第1項に基づくものを除く。)					
		警察官の現場における指示による交通の規制				○	○
		道路標識等の設置		○			
		道路標識等の管理(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものに限る。)				○	○
		道路標識等の管理(高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものを除く。)				○	○
	第5条第1項	警察署長に行わせる交通規制の定め	○				
	第5条第2項	信号機の設置及び管理の委任	○				
	第15条の3第1項	遠隔操作型小型車の届出及び届出事項の変更の受理				○	
	第15条の3第3項	届出番号等の通知				○	
	第15条の5第1項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査				○	
	第15条の6	必要な措置の指示			○		
	第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示				○	
	第22条の2第2項(第66条の2第2項において準用する場合を含む。)	監督行政庁との協議				○	
	第45条第1項	駐車許可に関する定め	○				
	第45条第3項	交通が頻繁でないと認められた区域の指定	○				
	第45条の2第1項	高齢運転者等標章の車両の指定				○	○
	第45条の2第2項	交付の申請の受理及				○	○

		び交付						
	第 45 条の 2 第 3 項	再交付の申請の受理 及び再交付					○	○
	第 45 条の 2 第 4 項	返納の受理					○	○
	第 49 条第 1 項	パーキング・メータ ー及びパーキング・ チケット発給設備の 設置、廃止及び管理					○	○
	第 49 条第 2 項	時間制限駐車区間に おける駐車 of 適正を 確保するための必要 な措置					○	○
	第 49 条第 3 項	パーキング・メータ ー及びパーキング・ チケット発給設備の 管理等に関する事務 の委託	○					
	第 49 条の 2	高齢運転者等専用時 間制限駐車区間の指 定及び表示		○				
	第 49 条の 5	時間制限駐車区間に おける駐車 of 許可に 係る定め	○					
	第 51 条の 4 第 3 項及び第 4 項	報告の受理、放置車 両の認定及び放置違 反金の納付命令					○	
	第 51 条の 4 第 6 項	弁明通知書による通 知					○	
	第 51 条の 4 第 7 項	公示による弁明通知					○	
	第 51 条の 4 第 10 項	納付命令の公示					○	
	第 51 条の 4 第 12 項	納付命令をしない場 合の通知及び仮納付 に係る金額の返還					○	
	第 51 条の 4 第 13 項	督促状による督促及 び延滞金等の徴収					○	
	第 51 条の 4 第 14 項	地方税の滞納処分 of 例による放置違反金 等の徴収					○	
	第 51 条の 4 第 16 項	納付命令の取消し					○	
	第 51 条の 4 第 17 項	納付命令の取消 of 通					○	

		知及び放置違反金等に相当する金額の還付					
	第 51 条の 5 第 1 項	報告及び資料の提出の要求				○	
	第 51 条の 5 第 2 項	官庁、公共団体その他の者に対する照会及び協力の要請				○	○
	第 51 条の 6 第 1 項	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理				○	
	第 51 条の 8 第 1 項及び第 4 項	確認事務を委託することができる法人の登録				○	
	第 51 条の 8 第 2 項(第 7 項において準用する場合を含む。)	登録の申請の受理				○	
	第 51 条の 8 第 3 項(第 7 項において準用する場合を含む。)	不登録	○				
	第 51 条の 8 第 6 項	登録の更新				○	
	第 51 条の 9	登録を受けた法人に対する適合命令			○		
	第 51 条の 10	登録の取消し	○				
	第 51 条の 11 第 1 項	報告の要求及び立入検査				○	
	第 51 条の 13 第 1 項	資格者証の交付				○	
		資格者証の不交付	○				
	第 51 条の 13 第 1 項第 1 号	資格者講習の実施及び技能及び知識を有する者の認定				○	
	第 51 条の 13 第 2 項	資格者証の返納命令	○				
	第 51 条の 15 第 1 項	放置違反金に関する事務の委託	○				
	第 57 条第 2 項	軽車両の乗車人員及び積載制限に関する定め	○				
	第 58 条の 4	過積載車両に係る指示			○		
	第 59 条第 2 項及び第 3 項	自動車の牽引の許可				○	

		及び許可証の交付						
第 60 条		自動車以外の車両による牽引制限に関する定め	○					
第 66 条の 2 第 1 項		過労運転に係る車両の使用に対する指示			○			
第 71 条第 6 号		運転者の遵守事項に関する定め	○					
第 74 条の 3 第 5 項		選任及び解任の届出の受理						○
第 74 条の 3 第 6 項		安全運転管理者等の解任命令	○					
第 74 条の 3 第 8 項		自動車の使用者に対する是正措置命令					○	
第 74 条の 3 第 9 項		講習の通知					○	
第 75 条第 2 項及び第 75 条の 2 第 1 項		自動車の使用制限命令(指示に係る 2 月以下の自動車の使用制限命令を除く。)	○					
第 75 条第 3 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)		監督行政庁の意見の聴取				○		
第 75 条第 4 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)		聴聞の実施(指示に係る 2 月以下の自動車の使用制限命令及び放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令を除く。)	○					
		聴聞の実施(指示に係る 2 月以下の自動車の使用制限命令に限る。)			○			
		聴聞の実施(放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に限る。)				○		
第 75 条第 5 項(第 75 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)		聴聞の通知及び公示					○	

第75条第8項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取(指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令及び放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令を除く。)	○				
	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取(指示に係る2月以下の自動車の使用制限命令に限る。)		○			
	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取(放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令に限る。)			○		
第75条第9項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	自動車の使用制限書の交付及び標章の貼付				○	○
第75条第10項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	標章の除去の申請の受理及び除去			○		
第75条の2第1項	指示に係る自動車の使用制限命令(2月以下に限る。)		○			
第75条の2第2項	放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限命令			○		
第75条の2の2第1項及び第2項	報告及び資料の提出の要求				○	○
第75条の12第1項	特定自動運行の許可	○				
第75条の12第2項	特定自動運行許可申請書の受理				○	
第75条の13第1項及び第75条の16第2項において	特定自動運行の審査				○	

	準用する第 75 条の 13 第 1 項						
	第 75 条の 13 第 2 項及び第 75 条の 16 第 2 項において準用する第 75 条の 13 第 2 項	国土交通大臣等及び市町村の長の意見の聴取				○	
	第 75 条の 14	特定自動運行の不許可	○				
	第 75 条の 15 第 1 項及び第 75 条の 16 第 2 項において準用する第 75 条の 13 第 1 項	必要な条件の付加				○	
	第 75 条の 15 第 2 項及び第 75 条の 16 第 2 項において準用する第 75 条の 15 第 2 項	特別の必要が生じたときの条件の変更又は新たな条件の付加				○	
	第 75 条の 16 第 1 項	特定自動運行計画変更の許可					○
	第 75 条の 16 第 3 項及び第 4 項	特定自動運行計画に係る軽微な変更等の届出の受理					○
	第 75 条の 17	許可の公示					○
	第 75 条の 25 第 1 項	報告及び資料の提出の要求並びに立入検査					○
	第 75 条の 25 第 4 項	官庁、公共団体その他の者への照会及び協力の要請				○	
	第 75 条の 26 第 1 項	必要な措置の指示				○	
	第 75 条の 26 第 2 項	監督行政庁の意見の聴取				○	
	第 75 条の 27 第 1 項	許可の取消し及び効力の停止	○				
	第 75 条の 27 第 3 項	許可の取消しの公示					○
	第 75 条の 28 第 3 項	仮停止に係る報告の受理					○
	第 75 条の 29	許可の取消し等の国家公安委員会への報告及び通報の受理				○	
	第 76 条第 4 項第 7 号	禁止行為の定め	○				

第 77 条第 1 項第 4 号	道路使用許可の定め	○				
第 89 条第 1 項	運転免許申請書及び 質問票の受理並びに 運転免許試験の実施				○	
第 89 条第 2 項	質問票の交付				○	
第 89 条第 3 項	技能検査の実施及び 技能を有する旨を証 する書面の交付				○	
第 90 条第 1 項	運転免許の付与				○	
第 90 条第 1 項ただし書及 び第 2 項	運転免許の拒否	○				
第 90 条第 4 項(第 7 項及び 第 14 項において準用する 場合を含む。)	弁明の機会の付与及 び通知				○	
第 90 条第 5 項及び第 6 項	運転免許の事後にお ける取消し	○				
第 90 条第 8 項及び第 103 条第 6 項	適性検査の受検命令 及び診断書の提出命 令				○	
第 90 条第 9 項及び第 10 項	運転免許を受けるこ とができない期間の 指定	○				
第 90 条第 11 項、第 101 条 の 6 第 4 項、第 103 条第 9 項(第 104 条の 2 の 3 第 5 項及び第 107 条の 5 第 9 項 において準用する場合を 含む。)及び第 104 条の 2 の 2 第 7 項	公安委員会間の連絡				○	
第 90 条第 13 項	仮運転免許の拒否	○				
第 90 条の 2 第 2 項	取得時講習未受講者 の運転免許の拒否				○	
第 91 条及び第 91 条の 2 第 2 項	自動車等の種類の限 定並びに運転免許の 条件の付加及び変更				○	
	自動車等の種類の限 定条件の付加(サポ ートカーに係るもの に限る。)					○

		運転免許の条件の付加及び変更(視力に係るものに限る。)						○
	第91条の2第3項	申請に係る審査の実施					○	
	第92条第1項	運転免許証の交付					○	○
	第92条第2項、第95条の3の規定により読み替えて適用する第92条第2項、第95条の4第1項及び第95条の5第1項	免許を現に受けている者に対して当該免許の種類と異なる種類の免許を与えよときの運転免許証の交付及び免許情報記録の書換え					○	○
	第93条第1項	運転免許証への記載					○	
	第93条第2項及び第95条の3の規定により読み替えて適用する第93条第2項	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードへの条件に係る事項の記載及び記録					○	
		運転免許証及び免許情報記録個人番号カードへの条件に係る事項の記載及び記録(視力及びサポートカーに係るものに限る。)						○
	第93条の2	運転免許証の電磁的方法による記録					○	
	第94条第1項及び第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する第94条第1項	記載事項の変更の届出の受理並びに変更に係る事項の記載及び電磁的方法による記録					○	○
	第94条第2項	再交付の申請の受理及び再交付					○	
	第95条の2第1項	特定免許情報の記録の申請の受理					○	○
	第95条の2第3項	特定免許情報の電磁的方法による記録					○	○
	第95条の2第4項	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の運					○	○

		転免許証の返納の受理					
	第95条の2第10項	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許情報記録の抹消				○	○
	第95条の2第11項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者への運転免許証の交付				○	○
	第95条の5第4項	国家公安委員会からの通報の受理				○	
	第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項	認知機能検査の実施				○	
	第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第3項	運転技能検査の実施				○	
	第97条の2第2項	運転免許試験の免除の拒否				○	
	第97条の2第3項及び第4項	運転免許試験の一部免除				○	
	第97条の3第1項	運転免許試験の停止(現場における不正受験者に対する試験停止を除く。)及び合格の決定の取消し				○	
		運転免許試験の停止(現場における不正受験者に対する試験停止に限る。)					○
	第97条の3第2項	合格決定の取消しの通知					○
	第97条の3第3項	運転免許を受けることができない期間の決定				○	
	第98条第2項	自動車教習所の設置者及び管理者からの届出の受理					○
	第98条第3項(第108条の32の2第4項及び第108条の32の3第2項において準用する場合を含む。)	指導及び助言					○

第 100 条の 3 第 1 項(第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 2 項	試験移送通知書の送付及び受理並びに再試験の実施						○	
第 101 条第 1 項及び第 101 条の 2 第 1 項	更新及び特例更新の申請並びに質問票の受理						○	○
第 101 条第 3 項	更新に係る書面の送付						○	
第 101 条第 4 項及び第 101 条の 2 第 2 項	質問票の交付						○	○
第 101 条第 5 項及び第 101 条の 2 第 3 項	適性検査の実施						○	○
第 101 条第 6 項及び第 101 条の 2 第 4 項	更新及び特例更新並びに経由地公安委員会への免許情報記録の有効期間を更新すべき旨の通知						○	
第 101 条の 2 の 2 第 1 項及び第 3 項	経由地更新の申請及び経由地書換えの申出の受理						○	
第 101 条の 2 の 2 第 4 項及び第 5 項	経由地更新に係る適性検査の実施及び通知						○	
第 101 条の 2 の 2 第 6 項	公安委員会間の連絡						○	
第 101 条の 2 の 2 第 7 項	適性検査の実施及び通知						○	
第 101 条の 3 第 2 項及び第 101 条の 4 第 4 項	更新の拒否						○	
第 101 条の 4 第 5 項	70 歳以上 75 歳未満の者の更新並びに 75 歳以上の者の更新の際の講習、認知機能検査等及び運転技能検査等に係る書面の送付						○	
第 101 条の 4 の 2 第 1 項及び第 3 項	更新した運転免許証の交付及び更新した特定免許情報の記録						○	○
第 101 条の 4 の 2 第 4 項	経由地更新に係る免許情報記録の書換えを受けたときの運転						○	

		免許証の返納の受理						
	第101条の5及び第107条の3の2	報告の要求及び受理					○	○
	第101条の6第1項	医師からの届出の受理					○	○
	第101条の6第2項	医師への回答					○	
	第101条の7第1項及び第2項	臨時認知機能検査の実施及び通知					○	
	第101条の7第4項及び第5項	臨時高齢者講習の実施及び通知					○	
	第102条第1項から第6項まで	臨時適性検査の実施及び通知、診断書の提出命令並びに必要な措置命令					○	
	第103条第1項、第2項及び第4項(第104条の2の3第5項において準用する場合を含む。)並びに第104条の2の3第3項	運転免許の取消し	○					
	第103条第3項(第5項及び第107条の5第9項において準用する場合を含む。)、第104条の2の2第3項(第5項において準用する場合を含む。)並びに第104条の2の3第5項及び第8項	処分移送通知					○	
	第103条第4項(第107条の5第4項及び第9項において準用する場合を含む。)及び第104条の2の2第4項	処分移送通知の受理					○	
	第103条第7項及び第8項	運転免許を受けることができない期間の指定	○					
	第103条の2第5項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)	警察署長からの仮停止通知書及び運転免許証の受理					○	
	第103条の2第6項(第107条の5第10項において	仮停止の通知書及び運転免許証の送付並					○	

	準用する場合を含む。)	びに受理					
	第104条第1項(第104条の2の2第6項、第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	意見の聴取 意見の聴取の通知及び公示	○				○
	第104条第3項(第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取	○				
	第104条第4項(第104条の2の2第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	不出頭に係る運転免許の取消し	○				
	第104条の2第1項(第104条の2の3第7項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の実施	○				
	第104条の2第2項(第104条の2の3第7項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の通知及び公示					○
	第104条の2第5項	参考人・関係人に対する出頭の要求並びに意見及び事情の聴取	○				
	第104条の2の2第1項	再試験の結果に係る運転免許の取消し					○
	第104条の2の2第2項及び第4項	再試験の不受験による運転免許の取消し	○				
	第104条の2の4第1項、第2項及び第4項	若年運転者期間に係る特例取得免許の取消し	○				
	第104条の2の4第3項(第104条の2の4第5項において準用する場合を含む。)	若年運転者期間に係る特例取得免許の取消し処分に関する処分移送通知					○
	第104条の2の4第7項	若年運転者期間に係る特例取得免許の処分通知					○
	第104条の3第1項(第10	書面の交付					○ ○

	7条の5第11項において準用する場合を含む。)							
	第104条の3第3項(第107条の5第11項において準用する場合を含む。)	通知の受理					○	
	第104条の4第1項及び第2項	運転免許の取消しに係る申請の受理及び取消し					○	○
	第104条の4第1項	運転免許を受けたい旨の申出の受理					○	○
	第104条の4第3項	申出に係る運転免許の付与					○	
	第105条の2第1項及び第2項	運転経歴証明書の交付の申請の受理及び交付					○	○
	第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理					○	○
	第105条の2第4項	運転経歴情報の電磁的方法による記録					○	○
	第106条及び第107条の6	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理					○	
	第106条の3第1項及び第107条の10第1項	運転免許証及び国外運転免許証の返納の受理					○	○
	第106条の3第2項(第3項において準用する場合を含む。)	他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付又は特定免許情報の記録					○	
		他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付又は特定免許情報の記録(取消申請に係るものに限る。)						○
	第106条の3第4項及び第107条の10第2項	運転免許証及び国外運転免許証の提出の受理					○	○
	第106条の3第5項及び第107条の10第3項	運転免許証及び国外運転免許証の返還					○	○

第 106 条の 4 第 1 項及び第 2 項	免許情報記録の抹消及び他の種類の免許に係る免許情報記録の書換え				○	
	免許情報記録の抹消及び他の種類の免許に係る免許情報記録の書換え(申請による取消しに係るものに限る。)					○
第 106 条の 5	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の運転免許証の交付及び免許情報記録の書換え				○	
	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の運転免許証の交付及び免許情報記録の書換え(申請による取消しに係るものに限る。)					○
第 107 条の規定により読み替えて適用される第 101 条の 4 の 2 第 3 項	更新した旨を証する書面の交付				○	○
第 107 条の 4 第 1 項及び第 3 項	臨時適性検査の実施及び通知並びに必要な措置命令				○	
第 107 条の 5 第 1 項及び第 2 項	自動車等の運転の禁止(聴聞及び意見の聴取に係るものに限る。)	○				
第 107 条の 5 第 1 項	自動車等の運転の禁止(90 日未満 60 日以上のものに限る。)				○	
	自動車等の運転の禁止(60 日未満のものに限る。)					○

第 107 条の 5 第 3 項	自動車等の運転の禁止期間の短縮				○		
第 107 条の 5 第 5 項及び第 7 項	国際運転免許証等の提出の受理					○	○
第 107 条の 5 第 6 項(第 7 項において準用する場合を含む。)	国際運転免許証等の返還					○	○
第 107 条の 5 第 8 項	国際運転免許証等への処分事項の記載					○	
第 107 条の 7 第 2 項	交付申請書の受理					○	○
第 107 条の 7 第 3 項	国外運転免許証の交付					○	○
第 108 条第 1 項	運転免許関係事務の委託	○					
	運転免許関係事務の委託の更新					○	
第 108 条の 2 第 1 項及び第 2 項	講習の実施					○	
第 108 条の 2 第 3 項	講習の委託	○					
	講習の委託の更新					○	
第 108 条の 3 第 1 項、第 108 条の 3 の 2 及び第 108 条の 3 の 3	講習の通知						○
第 108 条の 3 の 4 第 1 項	講習通知事務の委託					○	
第 108 条の 3 の 5 第 1 項及び第 2 項	特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の受講命令					○	
第 108 条の 3 の 6	国家公安委員会への報告及び同委員会からの通報の受理						○
第 108 条の 4 第 1 項	指定講習機関の指定	○					
第 108 条の 5 第 3 項	指導員の解任命令	○					
第 108 条の 6 第 1 項	講習業務規程の認可及び変更の認可					○	
第 108 条の 8 第 1 項	指定講習機関の基準に適合させるための措置命令					○	
第 108 条の 8 第 2 項	指定講習機関の特定講習の業務に関する					○	

		監督命令					
第 108 条の 9		検査の実施並びに報告及び資料の提出の要求			○		
第 108 条の 10		講習の休止及び廃止の許可	○				
第 108 条の 11		指定の取消し	○				
第 108 条の 26		民間の組織活動等の促進等を図るための措置				○	○
第 108 条の 27		交通安全教育の実施				○	○
第 108 条の 29 第 1 項		地域交通安全活動推進委員の委嘱			○		
第 108 条の 29 第 5 項		地域交通安全活動推進委員の解嘱	○				
第 108 条の 30 第 1 項		活動区域の指定	○				
第 108 条の 30 第 3 項		意見の申出の受理					○
第 108 条の 31 第 1 項		交通安全活動推進センターの指定	○				
第 108 条の 31 第 3 項		交通安全活動推進センターに対する改善命令	○				
第 108 条の 31 第 4 項		指定の取消し	○				
第 108 条の 32 の 2 第 1 項		運転免許取得者等教育の認定の申請の受理				○	
		運転免許取得者等教育の認定	○				
第 108 条の 32 の 2 第 2 項 (第 108 条の 32 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)		認定の公示				○	
第 108 条の 32 の 2 第 5 項 (第 108 条の 32 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)		認定の取消し	○				
第 108 条の 32 の 3 第 1 項		運転免許取得者等検査の認定の申請の受理				○	
		運転免許取得者等検	○				

		査の認定						
	第 108 条の 34	使用者及び監督行政 庁への通知					○	
	第 109 条の 2 第 1 項	交通情報の提供					○	
	第 109 条の 2 第 2 項	交通情報の提供に係 る事務の委託		○				
	第 110 条	国家公安委員会から の指示に対する措置	○					
	第 110 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項ま で	特定の交通規制等の 手続	○					
	第 110 条の 2 第 3 項及び第 7 項	管理者からの意見の 聴取			○			
	第 111 条第 1 項及び第 3 項	道路の交通に関する 調査の指示及び道路 管理者等への結果の 通知				○		
	第 114 条の 2 第 1 項	警察本部長への事務 の委任	○					
	第 114 条の 3	高速自動車国道等に おける交通警察に関 する事務処理の定め	○					
	第 114 条の 5 第 1 項(武力 攻撃事態等における国民 の保護のための措置に関 する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 155 条第 1 項の 例による場合)	通行の禁止及び制限 の標示の設置			○			
		警察官の現場におけ る指示による通行の 禁止及び制限					○	○
		緊急通行車両の確認 並びに標章及び証明 書の交付					○	○
	災害対策基本法(昭和 36 年 法律第 223 号)第 76 条第 2 項を準用する第 114 条の 5 第 2 項	県内に在る者に対し 通行禁止区域等を周 知させる措置					○	○
道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)	第 6 条第 3 号	通行を禁止されてい る道路における通行 の許可要件の定め	○					
	第 10 条	路線バス等の範囲の 指定	○					
	第 13 条第 1 項	緊急自動車の指定及					○	

		び届出の受理						
	第14条の2	道路維持作業用自動車の届出の受理及び指定					○	
	第18条第1項第5号	軽車両の灯火の定め	○					
	第22条第3号ハ	自動車の積載物の高さの制限	○					
	第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格の審査					○	
	第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項	届出自動車教習所が行う特例教習課程の指定					○	
	第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習課程の指定					○	
	第33条の6の2第6号、第37条の4第7号、第37条の6の5第6号及び第37条の8第3項	やむを得ない事情の認定					○	
	第40条の2第2号	委託の公示					○	
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第6条の3の5	記載事項の変更の届出の受理及び変更事項の記載					○	○
	第6条の7	表示板の設置及び廃止					○	
	第6条の8	法人の認定					○	
	第9条の9第1項第2号	運転の管理に関する教習及び管理能力の認定					○	
	第9条の9第2項第2号	運転の管理能力の認定					○	
	第9条の19第1項	許可証の交付					○	
	第9条の19第2項	再交付の申請の受理					○	
	第9条の21第2項	審査に必要な資料の提出要求					○	

第9条の22	知事等の意見の聴取			○		
第9条の23第1項	変更許可申請書の受理				○	
第9条の23第3項	特定自動運行計画変更の許可の通知及び再交付				○	
第9条の25第3項	許可証の書換え				○	
第9条の33	許可の取消し等に係る通知				○	
第9条の38第1項及び第3項	許可証の返納の受理				○	
第9条の38第4項	許可証の返納に係る公示				○	
第10条第3項	添付書類の定め				○	
第18条の2の3第2項	技能検査申請書の受理及び仮免許に係る免許証の確認				○	
第18条の2の3第5項	検査合格証明書の交付				○	
第18条の3	運転免許の拒否及び取消しの通知				○	
第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項	医師の認定			○		
第18条の5	限定解除審査申請書の受理及び限定解除の審査の実施				○	
第18条の6第2項	運転免許条件申請書の受理				○	○
第21条第1項第4号	免許証の再交付の申請の受理及び再交付				○	
第22条第1項(第18条の2の3第4項及び第28条の2において準用する場合を含む。)	運転免許試験を行う道路及び場所の指定			○		
第22条第2項及び第3項(第18条の2の3第4項及び第28条の2において準用する場合を含む。)	運転免許試験の日時及び場所の指定				○	
第24条第7項(第18条の	技能試験車(特例車			○		

2の3第4項及び第28条の2において準用する場合を含む。)	を除く。)の提供及び指定					
第24条第8項(第18条の2の3第4項及び第28条の2において準用する場合を含む。)	技能試験官の指定			○		
第26条の3第2項	認知機能検査に係る書類の交付				○	
第28条	運転免許試験成績証明書等の交付の申出の受理及び交付				○	
第29条の2の5第4項及び第29条の2の6第4項	やむを得ない理由を証する書面の受理				○	
第30条の7第5項	申請による運転免許の取消しの通知				○	○
第30条の10第1項	記載事項の変更の届出の受理及び記載事項の変更				○	○
第30条の11第1項	再交付の申請の受理及び再交付(警察署長は、平成24年3月31日以前に交付された運転経歴証明書の切替えに係るものに限る。)				○	○
第30条の12	返納の受理				○	○
第30条の15第1項	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所等の変更の届出の受理				○	○
第30条の16	運転経歴情報の抹消				○	○
第31条の4の7	法人の認定			○		
第31条の5第3項	廃止及び変更の届出の受理				○	
第31条の6	報告及び資料の提出の要求				○	
第32条	屈折コースを走行するのと同等の教習効果があることの認定				○	

	第33条第5項第2号ニ(第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。)及び第38条第8項第2号	応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者の認定					○	
	第36条	指定申請書の記載事項変更届の受理					○	
	第37条第1項	指定書の交付及び指定取消通知書による通知					○	
	第37条第2項	措置・監督命令書の交付					○	
	第37条第3項	発行禁止・発行禁止延長処分通知書による通知					○	
	第37条の2の2第2項	措置命令書の交付					○	
	第37条の5の2第1項	自動車等の運転禁止処分書の交付					○	
	第38条第18項及び第38条の2	講習終了証明書の交付の申出の受理及び交付					○	
	第38条の3	法人等の認定				○		
	第38条の4第3項	初心運転者講習の受講期間の特例に関する書面の受理					○	
	第38条の4の2第3項	違反者講習の受講期間の特例に関する書面の受理					○	
	第38条の4の2の2第3項	若年運転者講習の受講期間の特例に関する書面の受理					○	
	第38条の4の3	法人の認定				○		
	第38条の4の6(第38条の4の7において準用する場合を含む。)	報告及び資料の提出の要求					○	
	第38条の7第2項	法人の認定	○					
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公	第3条及び第4条第2項	意見の聴取の主宰者の指名					○	
	第5条(第17条第1項において準用する場合を含む)	書面の受理					○	

安委員会規則第 27 号)	む。)							
	第 6 条第 1 項及び第 3 項 (第 17 条第 2 項において準 用する場合を含む。)	書面の受理及び許可 の通知						○
	第 6 条第 2 項(第 17 条第 2 項において準用する場合 を含む。)	出頭の許可						○
	第 8 条第 1 項(第 17 条第 2 項において準用する場合 を含む。)	期日及び場所の変更						○
	第 8 条第 2 項及び第 3 項	書面の受理並びに変 更の通知及び公示						○
	第 11 条第 2 項	期日及び場所の公示						○
	第 13 条	意見の聴取調書の受 理及び報告の徴収						○
	第 14 条第 1 項	書面による弁明の許 可						○
	第 14 条第 2 項	弁明録取者の指名						○
	第 15 条第 3 項	弁明調書の受理						○
神奈川県道路交通法施 行細則(昭和 44 年神奈 川県公安委員会規則第 1 号)	第 1 条の 2 第 1 項第 3 号キ	除外車両の指定						○
	第 1 条の 2 第 1 項第 4 号ク 及びケ	駐車禁止除外車両の 指定						○
	第 1 条の 2 第 2 項	指定の申請の受理						○ ○
	第 1 条の 2 第 3 項	標章の交付						○ ○
	第 1 条の 2 第 5 項	記載事項の変更の届 出の受理及び変更事 項の記載						○
	第 1 条の 2 第 6 項	再交付申請の受理及 び再交付						○
	第 1 条の 2 第 8 項	標章の返納命令						○
	第 1 条の 2 第 9 項	返納の受理						○ ○
	第 2 条	信号機の設置及び管 理の委任書の交付					○	
	第 4 条第 2 項	確認書の交付						○
	第 4 条の 2	指定申請書の受理及 び指定書の交付						○
	第 4 条の 3 第 2 項	記載事項変更届の受 理及び変更事項の記 載						○

第4条の3第3項	再交付申請書の受理及び再交付					○	
第4条の3第4項	返納届の受理					○	
第5条の2第2項	登録通知書の交付					○	
第5条の9	返納命令に係る駐車監視員資格者証の受理					○	○
第12条第3項	届出書の記載事項の変更の届出の受理						○
第13条第1項	受講申請書の受理						○
第13条第2項	修了証書の交付					○	
第14条第1項	認定申請書の受理						○
第14条第2項	資格認定書交付申出の受理及び資格認定書の交付						○
第15条第1項	解任命令書の交付					○	
第15条第2項	是正措置命令書の交付					○	
第15条の2	使用制限書の交付					○	○
第15条の3	標章除去通知書の交付					○	○
第15条の4	報告・資料提出要求書の交付					○	
第18条の3	審査申請書の受理					○	
第20条の2	成績証明申請書の受理					○	
第21条	無効通知書の交付					○	
第22条	取消通知書の交付					○	
第23条及び第23条の2	受検申請書の受理					○	
第25条	受験停止通知書の交付					○	
第26条第1項	臨時適性検査通知書の交付					○	○
第26条第2項及び第4項	提出命令書の交付					○	○
第26条第3項	受検命令書の交付					○	○
第26条の3	運転免許関係事務委託書の交付					○	
第26条の4及び第26条の6	認知機能検査員講習受講申請書の受理及					○	

		び講習終了証の交付							
	第 27 条第 1 項から第 14 項まで	講習受講申請書の受理					○		
	第 27 条第 15 項	講習の日時等及び場所の指定					○		
	第 27 条第 16 項及び第 18 項から第 21 項まで	講習終了証書の交付					○		
	第 27 条第 22 項及び第 23 項	再交付申請書の受理及び講習終了証書の再交付					○		
	第 29 条第 1 項	講習実施委託書の交付				○			
	第 29 条第 2 項	指定講習機関指定書の交付				○			
	第 29 条の 3	運転免許取得者等教育認定書の交付					○		
	第 29 条の 5	運転免許取得者等検査認定書の交付					○		
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号)	第 4 条	自動車運転代行業の認定					○		
	第 5 条第 1 項	認定申請書の受理						○	
	第 5 条第 2 項	認定及び通知					○	○	
	第 5 条第 3 項	認定の拒否	○						
		認定の拒否に係る通知							○
	第 5 条第 4 項、第 7 条第 2 項、第 23 条第 3 項及び第 24 条第 2 項	国土交通大臣との協議				○			
	第 7 条第 1 項	認定の取消し	○						
	第 8 条第 1 項	記載事項の変更の届出書の受理					○	○	
	第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項及び第 22 条第 1 項	国土交通大臣への通知					○		
	第 9 条第 1 項及び第 2 項	廃業等届出書の受理					○	○	
	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 22 条の 2 第 1 項	最高速度違反行為に係る指示				○			
	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される	過積載車両に係る指示				○			

道路交通法第 58 条の 4						
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 66 条の 2 第 1 項	過労運転の車両の使用 者に係る指示			○		
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 74 条の 3 第 6 項	安全運転管理者等の 解任命令	○				
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 74 条の 3 第 8 項	自動車運転代行業者 に対する是正措置命 令				○	
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条第 2 項 及び第 75 条の 2 第 1 項	自動車の使用制限命 令(指示に係る 2 月 以下の自動車の使用 制限命令を除く。)	○				
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条第 9 項	自動車等の使用制限 書の交付及び標章の 貼付				○	○
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条第 10 項	標章除去申請の受理 及び標章の除去			○		
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条の 2 第 1 項	指示に係る自動車の 使用制限命令(2 月 以下に限る。)		○			
第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第 75 条の 2 第 2 項	放置違反金の納付命 令に係る車両の使用 制限命令			○		
第 21 条第 1 項	報告及び資料の提出 の要求並びに立入検 査				○	○
第 21 条第 3 項	身分証明書の貸与				○	
第 22 条第 1 項及び第 25 条 第 2 項第 1 号	必要な措置の指示			○		
第 22 条第 2 項	国土交通大臣からの 通知の受理			○		
第 23 条第 1 項及び第 25 条 第 2 項第 2 号	営業の停止命令	○				

	第 23 条第 2 項	国土交通大臣からの 要請の受理			○		
	第 24 条第 1 項及び第 25 条 第 2 項第 3 号	営業の廃止命令	○				
	第 25 条第 1 項(第 3 項で準 用する場合を含む。)及び 第 2 項	処分移送通知書の送 付及び受理				○	
自動車運転代行業の業 務の適正化に関する法 律の施行に伴う道路交 通法施行規則の規定の 読替えに関する内閣府 令(平成 14 年内閣府令 第 35 号)	読み替えて適用される道 路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号	運転の管理に関する 教習及び管理能力の 認定			○		
自動車運転代行業の業 務の適正化に関する法 律の施行に伴う神奈川 県道路交通法施行細則 の規定の読替え等に関 する規則(平成 14 年神 奈川県公安委員会規則 第 5 号)	第 1 条の規定により読み替 えて適用される神奈川県 道路交通法施行細則第 13 条第 1 項	申請書の受理					○
	第 1 条の規定により読み替 えて適用される神奈川県 道路交通法施行細則第 13 条第 2 項	修了証書の交付				○	
	第 1 条の規定により読み替 えて適用される神奈川県 道路交通法施行細則第 14 条第 1 項	申請書の受理					○
	第 1 条の規定により読み替 えて適用される神奈川県 道路交通法施行細則第 14 条第 2 項	資格認定書の交付				○	○
	第 1 条の規定により読み替 えて適用される神奈川県 道路交通法施行細則第 15 条第 1 項	解任命令書の交付				○	
	第 1 条の規定により読み替 えて適用される神奈川県 道路交通法施行細則第 15 条第 2 項	是正措置命令書の交 付				○	
	第 2 条	立入証の交付				○	
	地域交通安全活動推進 委員及び地域交通安全	第 1 条第 2 項	地域交通安全活動推 進委員の氏名及び連				○

活動推進委員協議会に関する規則(平成2年 国家公安委員会規則第7号)		絡先を周知させるための措置						
	第6条	身分証明書の貸与						○
	第7条	標章の貸与						○
	第8条第1項	講習の実施					○	○
	第8条第2項	講習の委託		○				
	第9条	地域交通安全活動推進委員の指導					○	○
	第10条	解嘱の理由の通知及び弁明の機会の付与					○	
	第14条	報告及び資料の提出の要求					○	○
	第15条	勧告			○			
交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年 国家公安委員会規則第3号)	第1条第1項	指定申請書の受理					○	
	第2条	法人の名称等の公示					○	
	第3条	変更の届出の受理及び変更事項の公示					○	
	第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理					○	
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理					○	
	第7条第3項	報告及び資料の提出の要求					○	
	第8条	解任の勧告	○					
	第9条	指定の取消しの公示					○	
	第10条	都道府県センターとの連携					○	
道路法(昭和27年法律第180号)	第32条第1項第7号	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置に伴う道路の占用の許可の申請					○	
	第35条	道路の占用の協議					○	
	第95条の2第1項	道路管理者との意見の調整					○	
		道路管理者との意見の調整(第46条第3項及び第47条第3項並びに道路上にお						○

		ける道路の付属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。)					
	第95条の2第1項ただし書(第2項ただし書において準用する場合を含む。)	通知の受理				○	○
	第95条の2第2項(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第24条の2において準用する場合を含む。)	道路管理者との協議(第46条第1項に係る通行の禁止及び制限に関するものを除く。)			○		
		道路管理者との協議(第46条第1項に係る通行の禁止及び制限に関するものに限る。)				○	
駐車場法(昭和32年法律第106号)	第3条第2項	知事に対する意見の回答			○		
	第4条第3項及び第4項(第5項において準用する場合を含む。)	市町村に対する意見の回答及び通知の受理			○		
	第5条第2項	地方公共団体の長に対する意見の回答			○		
駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)	第7条第3項	国土交通大臣との協議及び意見の調整			○		
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)	第3条第2項	国家公安委員会及び国土交通大臣に対する意見の回答	○				
	第4条	整備事業の実施	○				
	第5条第1項(第3項において準用する場合を含む。)	実施計画の作成及び提出	○				
幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)	第5条第3項(第6項において準用する場合を含む。)	知事との協議	○				
	第7条第1項	道路交通騒音の減少等のための措置	○				
	第7条の2第1項(第4項において準用する場合を含む。)	道路交通騒音減少計画の策定	○				

		管理者への送付					
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年法律第59号)	第5条第6項(第9項において準用する場合を含む。)	市町村との協議			○		
	第5条第7項(第9項において準用する場合を含む。)、第8条第5項(第6項において準用する場合を含む。)、第13条第5項(第6項において準用する場合を含む。)及び第21条第4項(第5項において準用する場合を含む。)	計画の受理				○	
	第6条第1項	協議会における協議			○		
	第8条第3項(第6項において準用する場合を含む。)、第13条第3項(第6項において準用する場合を含む。)及び第21条第3項(第5項において準用する場合を含む。)	地域公共交通特定事業を実施しようとする者との意見の調整			○		
	第14条第4項(第7項において準用する場合を含む。)、第22条第4項(第7項において準用する場合を含む。)及び第30条第5項(第7項において準用する場合を含む。)	国土交通大臣との意見の調整			○		
災害対策基本法	第48条第2項及び第76条第1項	通行の禁止及び制限			○		
	第76条第2項	県内にある者に対し通行禁止区域等を周知させる措置				○	○
	第76条の4	道路管理者等への要請			○		
災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)	第20条の2第1項及び第32条第1項	通行の禁止及び制限の標示の設置			○		
		警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限				○	○
	第20条の2第2項	回り道の明示			○		

	第 20 条の 2 第 3 項	通行の禁止及び制限 についての道路管理 者の意見の聴取			○		
	第 20 条の 2 第 4 項並びに 第 32 条第 2 項及び第 3 項	通行の禁止及び制限 の公安委員会間等の 連絡			○		
	第 20 条の 2 第 5 項	通行の禁止及び制限 の広報				○	○
	第 33 条第 1 項及び第 2 項	緊急通行車両の確認 並びに標章及び証明 書の交付				○	○
	第 33 条の 3 第 1 項	道路管理者等からの 通知の受理			○		
大規模地震対策特別措 置法(昭和 53 年法律第 7 3 号)	第 24 条及び第 32 条第 2 項	通行の禁止及び制限			○		
大規模地震対策特別措 置法施行令(昭和 53 年 政令第 385 号)	第 11 条第 1 項及び第 18 条 第 1 項	通行の禁止及び制限 の標示の設置			○		
		警察官の現場におけ る指示による通行の 禁止及び制限				○	○
	第 11 条第 2 項及び第 3 項 並びに第 18 条第 4 項	通行の禁止及び制限 の公安委員会間等の 連絡			○		
	第 12 条第 1 項及び第 2 項	緊急輸送車両の確認 並びに標章及び証明 書の交付				○	○
	第 18 条第 2 項	回り道の明示			○		
	第 18 条第 3 項	通行の禁止及び制限 についての道路管理 者の意見の聴取			○		
	第 19 条第 2 項	通行の禁止及び制限 の広報				○	○
原子力災害対策特別措 置法(平成 11 年法律第 1 56 号)	第 28 条第 2 項において適 用する災害対策基本法第 7 6 条第 1 項	通行の禁止及び制限			○		
原子力災害対策特別措 置法施行令(平成 12 年 政令第 195 号)	第 8 条第 2 項において適用 する災害対策基本法施行 令第 32 条第 1 項	警察官の現場におけ る指示による通行の 禁止及び制限				○	○
		通行の禁止及び制限			○		

	する災害対策基本法施行令第32条第2項及び第3項	の公安委員会間の連絡					
	第8条第2項において適用する災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付				○	○
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第42条第2項及び第155条第1項	通行の禁止及び制限	○				
	第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条第2項	県内に在る者に対し通行禁止区域等を周知させる措置				○	○
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)	第6条(災害対策基本法施行令第20条の2第1項の例による場合)及び第39条(災害対策基本法施行令第32条第1項の例による場合)	通行の禁止及び制限の標示の設置 警察官の現場における指示による通行の禁止及び制限		○			○
	第6条(災害対策基本法施行令第20条の2第2項の例による場合)	回り道の明示			○		
	第6条(災害対策基本法施行令第20条の2第3項の例による場合)	通行の禁止及び制限についての道路管理者の意見の聴取			○		
	第6条(災害対策基本法施行令第20条の2第4項の例による場合)及び第39条(災害対策基本法施行令第32条第2項及び第3項の例による場合)	通行の禁止及び制限の公安委員会間等の連絡			○		
	第6条(災害対策基本法施行令第20条の2第5項の例による場合)	通行の禁止及び制限の広報					○
	第39条(災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項の例による場合)	緊急通行車両の確認並びに標章及び証明書の交付					○
	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)	第19条	国土交通大臣との意見の調整			○	
	自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令(昭和34	第4条第3項及び第6条第1項	国土交通大臣及び地方運輸局長との協議			○	

年政令第 320 号)							
共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和 38 年法律第 81 号)	第 3 条第 3 項	道路管理者との意見の調整				○	
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)	第 3 条第 2 項	道路管理者との意見の調整				○	
タクシー業務適正化特別措置法(昭和 45 年法律第 75 号)	第 43 条第 3 項	国土交通大臣との協議			○		
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)	第 46 条第 11 項	市町村との協議及び同意				○	
東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)	第 18 条第 5 項	国土交通大臣との意見の調整			○		
車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)	第 11 条第 2 項	道路管理者との意見の調整			○		
振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 条)	第 12 条	知事及び道路管理者との協議			○		
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令(平成 19 年内閣府・国土交通省令第 2 号)	第 1 条及び第 2 条(第 5 条において準用する場合を含む。)	意見を求める旨の書面の受理				○	
	第 2 条(第 5 条において準用する場合を含む。)	意見の提出			○		
	第 4 条(第 5 条において準用する場合を含む。)	処分の通知の受理				○	
東日本大震災復興特別区域法第 18 条第 1 項の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令(平成 23 年内閣府・国土交通省令第 5 号)	第 1 条	意見を求める旨の書面の受理				○	
	第 2 条	意見の提出			○		
	第 4 条	国土交通大臣からの通知の受理				○	
路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都	第 2 条(第 4 条及び第 5 条において準用する場合を含む。)	陸運局長等への意見書の提出(第 4 条は、一般乗合旅客自				○	

道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書 (昭和40年4月20日運輸省、警察庁覚書)		自動車運送事業の自動車車庫の新設及び位置の変更に関するものに限る。)					
	第3条(第4条及び第5条において準用する場合を含む。)	処分内容及び措置結果通知の受理				○	
道路運送車両の保安基準第55条に基づく基準緩和認定の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する合意書(昭和63年2月1日関東運輸局、関東管区警察局合意書)		関東運輸局長への意見書の提出				○	
特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書(平成元年3月27日警察庁、運輸省覚書)	第2条(第4条において準用する場合を含む。)	地方運輸局長への意見書の提出				○	
	第3条(第4条において準用する場合を含む。)	処分の内容及び措置結果の通知の受理				○	
	第5条	意見調整、資料の提供及び処分の通知				○	
車両制限令第3条第1項第2号イに基づき道路管理者が行う道路の指定の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書(平成5年11月18日警察庁、建設省覚書)		道路管理者との意見の調整				○	
踏切道改良促進法第3条第1項に基づく覚書(平成13年2月2日警察庁、国土交通省覚書)		地方運輸局との意見の調整				○	
神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成15年神奈川県条例第73号)	第16条第1項	重点区域の指定	○				
	第16条第2項(第5項において準用する場合を含む。)	市町村長からの意見の聴取				○	
	第16条第3項(第5項において準用する場合を含む。)	暴走行為助長禁止重点区域の指定の告示				○	

	第 16 条第 4 項	重点区域の指定の解除	○					
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)	第 8 条	警察署長からの通知の受理			○			
	第 9 条第 1 項	運行供用制限命令	○					
	第 9 条第 2 項	自動車の運行供用制限書の交付及び標章の貼付					○	○
	第 9 条第 3 項	申告の受理					○	○
	第 9 条第 4 項及び第 5 項	保管場所の確保の確認及び確認の通知並びに標章の除去					○	○
	第 10 条第 1 項	聴聞の実施		○				
	第 10 条第 2 項	聴聞の通知及び公示					○	
	第 12 条	報告及び資料の提出の要求					○	○
	第 13 条第 2 項	監督行政庁への通知			○			
	確認事務の委託の手続等に関する規則(平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号)	第 2 条第 1 項(第 3 項において準用する場合を含む。)	登録申請書の受理					○
第 6 条		駐車監視員資格者講習の公示					○	
第 7 条第 1 項		受講申込書の受理					○	○
第 9 条第 1 項		修了証明書の交付					○	
第 9 条第 2 項(第 10 条第 5 項において準用する場合を含む。)		再交付申請書の受理					○	○
		再交付					○	
第 10 条第 2 項		認定申請書の受理					○	○
第 10 条第 4 項		認定書の交付					○	
第 11 条第 1 項		交付申請書の受理					○	○
第 13 条第 1 項		書換え交付申請書等の受理					○	○
		書換え交付並びに資料の提示及び提出の要求					○	
第 13 条第 2 項		再交付申請書の受理					○	○
		再交付					○	
第 14 条		返納命令書の交付及び駐車監視員資格者					○	○

		証の返納の受理						
運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)	第4条第2項第1号ロ	認知機能検査員の審査及び認知機能検査員講習の実施					○	
	第4条第2項第2号ニ	運転技能検査員の審査					○	
指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)	第2条第1項	指定申請書の受理					○	
	第3条	指定の公示					○	
	第4条第1項及び第3項	変更の届出の受理					○	
	第4条第2項	変更事項の公示					○	
	第5条第5号及び第7条第5号	運転適性指導及び運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査					○	
	第9条	認可申請書及び変更認可申請書の受理					○	
	第11条	講習結果報告書の受理					○	
	第13条	事業報告書及び収支決算書の受理					○	
	第14条	休廃止の許可申請書の受理及び休廃止に係る公示					○	
	第15条	指定の取消しの公示					○	
	第16条	業務の引継ぎ等					○	
第17条	特定講習指導員の指名					○		
第18条	指定講習機関との連携					○		
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)	第2条第1項	指定申請書の受理					○	
	第3条	指定書の交付					○	
	第4条	変更の届出の受理					○	
	第7条	報告及び資料の提出の要求					○	
	第8条第1項	指定の取消し				○		
	第8条第2項	指定取消通知書による通知					○	
技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家	第1条	技能検定員審査の実施				○		

公安委員会規則第3号)	第2条(第10条第2項において準用する場合を含む。)	技能検定員審査の公示					○	
	第3条第1項及び第11条第1項	審査申請書の受理					○	
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付					○	
	第5条第1項及び第13条第1項	審査合格証明書の交付					○	
	第5条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。)及び第8条第1項(第16条第1項において準用する場合を含む。)	再交付申請書の受理及び再交付					○	
	第6条	技能及び知識を有すると認める者の認定					○	
	第7条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項	交付申請書の受理及び交付					○	
	第8条第2項(第16条第1項において準用する場合を含む。)	書換え申請書の受理及び書換え					○	
	第9条第1項(第16条第2項において準用する場合を含む。)	返納命令書の交付					○	
	第9条第2項(第16条第2項において準用する場合を含む。)	返納の受理					○	
第10条第1項	教習指導員審査の実施					○		
運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)	第2条第1号イ(3)及び(4)	必要な技能及び知識を有する者の認定	○					
	第4条第2項第4号	高齢者講習同等課程に係る業務を行う者の指定					○	
	第7条第1項及び第3項	変更の届出の受理					○	
	第7条第2項	変更事項の公示					○	
	第12条	認定の取消しの公示					○	
	第13条	電磁的記録媒体による手続の定め					○	

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第4号)	第2条	指定申請書の受理				○	
	第3条	指定書の交付				○	
	第4条	変更の届出の受理				○	
	第8条	報告又は資料の提出の要求				○	
	第9条第1項	指定の取消し			○		
	第9条第2項	指定取消通知書による通知				○	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)	第4条第1項第4号及び第2項第4号	運転免許取得者等検査に係る業務を行う者の指定			○		
	第8条第1項及び第3項	変更の届出の受理				○	
	第8条第2項	変更事項公示				○	
	第13条	認定の取消しの公示				○	
	第14条	電磁的記録媒体による手続の定め				○	

7 警備部

法令名	条項	内容	公安委員会	専決者			
				警察本部 本部長	部長等	課長等	警察署長
出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)	第10条第6項、第19条の37第3項、第28条第2項、第52条第7項、第59条の2第3項及び第61条の2の14第3項	事実照会に対する回答				○	○
	第61条の8第2項	協力要請に対する協力				○	○
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)	附則第14条第3項	事実照会に対する回答				○	○

国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 124 号)	第 9 条	規制対象財産の贈与を受けること等の一定の行為に係る許可	○				
	第 10 条	規制対象財産の贈与を受けること等の一定の行為に係る許可申請書の受理					○
	第 12 条	許可に係る条件の付加及び変更	○				
	第 13 条第 1 項	許可証の交付				○	
	第 13 条第 2 項	許可証の再交付申請の受理					○
		許可証の再交付				○	
	第 13 条第 3 項	許可証の返納の受理					○
	第 14 条	許可の取消し	○				
	第 16 条第 1 項	特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令	○				
		命令をした旨の通知				○	
	第 16 条第 2 項	通知すべき事項の公告				○	
	第 16 条第 3 項	命令の取消し	○				
	第 17 条第 1 項	規制対象財産の提出命令及び仮領置	○				
	第 17 条第 2 項	規制対象財産の引継ぎ及び引継ぎを受けた規制対象財産の仮領置	○				
		引継ぎをした旨の通知				○	
	第 17 条第 3 項	規制対象財産の返還申請の受理					○
	第 17 条第 4 項及び第 5 項	規制対象財産の返還	○				
	第 17 条第 7 項	規制対象財産の返還先が財産凍結等対象者である場合の措置	○				
		引き続き仮領置する旨の通知				○	
	第 19 条	資料の提出その他協力の要求				○	
第 20 条第 1 項	報告及び資料の提出の要求並びに				○		

		立入検査						
	第 20 条第 2 項	身分証明書の貸与					○	
	第 21 条	情報の提供並びに指導及び助言					○	
	第 22 条	財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令	○					
	第 23 条	国家公安委員会への報告					○	
国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則(平成 27 年国家公安委員会規則第 16 号)	第 34 条第 1 項	提出資料目録の作成及び写しの交付					○	
	第 34 条第 2 項	資料の返還						○
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和 25 年神奈川県条例第 69 号)	第 3 条第 1 項	不許可処分並びに重要、異例及び疑義があるものの許可	○					
		2 署以上にわたって行われるものの許可(軽易なものを除く。)並びに集団陳情が伴い、又は伴うおそれのあるもの及び紛争発生のおそれのあるものの許可					○	
		軽易なものの許可						○
	第 3 条第 1 項及び第 3 項	不許可、許可取消し及び許可条件変更処分の通知						○ ○
	第 3 条第 1 項第 6 号	条件による進路、場所及び日時の変更	○					
	第 3 条第 2 項	許可する旨を記載した書面の交付						○ ○
	第 3 条第 3 項	許可の取消し及び条件の変更	○					
第 3 条第 4 項	県議会への報告	○						
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法	第 10 条第 3 項	飛行を行おうとする者からの通報の受理					○	

律(平成 28 年法律第 9 号)								
災害対策基本法	第 29 条第 1 項	職員の派遣の要請	○					
	第 29 条第 3 項(第 30 条第 3 項において準用する場合を含む。)	事前の協議	○					
	第 30 条第 1 項及び第 2 項	職員の派遣のあっせんの要求	○					
	第 68 条	応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援及び災害応急対策の実施を除く。)	○					
		応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援及び災害応急対策の実施に限る。)		○				
	第 74 条第 1 項	応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援を除く。)	○					
応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援に限る。)			○					
大規模地震対策特別措置法	第 26 条第 1 項において準用する災害対策基本法第 68 条	応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援及び災害応急対策の実施を除く。)	○					
		応援及び災害応急対策の実施(緊急に行う応援及び災害応急対策の実施に限る。)		○				
	第 26 条第 1 項において準用する災害対策基本法第 74 条第 1 項	応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援を除く。)	○					
		応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援に限る。)		○				
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 12 条第 1 項	応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及び応援を除く。)	○					
		応援の要求及び応援(緊急に行う応援の要求及		○				

		び応援に限る。)					
第 18 条第 1 項	応援(緊急に行う応援を除く。)	○					
	応援(緊急に行う応援に限る。)		○				
第 102 条第 5 項	立入制限区域の指定		○				
第 102 条第 6 項	立入制限区域を指定した場合の施設管理者への通知及び必要事項の公示				○		
第 102 条第 8 項	国家公安委員会からの指示に対する措置				○		
第 151 条第 1 項	職員の派遣の要請	○					
第 151 条第 2 項	事前の協議	○					
第 152 条第 1 項及び第 2 項	職員の派遣のあっせんの要求	○					